国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2026 年９月 15 日～17 日　ガーナ共和国・アクラ会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー　公認会計士　蕗谷竹生（ふきやたけお）

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	－	2026 年 6 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	－	－	3
3	IPSASB 研究フォーラム		－	5
4	作業計画公開協議	CP を公表した。PIR の優先課題は連結、サステナビリティ報告の優先課題は全般事項（IFRS-S1 号）に決定した。	財務報告、PIR、サステナビリティ報告の各分野について、優先すべき課題をそれぞれ決定した。	6
5	戦略の改定	９月会議から戦略改定に着手する。	IPSASB の戦略目標、事業モデル、提供するリソース、IPSASB 基準に基づく情報の重要性、戦略改定の影響などについて議論した。	11
6	測定－適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV	COV は無形資産に適用できる。また、操業能力のために保有する無形資産の COV 測定には、「活発な市場」の制約を課さない。	最終文書を承認した。	21
7	IPSAS 会計基準の改善	改善第 10 集の公開草案二つを公表した。	二つの最終文書を承認した。改善第 11 集の論点を検討した。	23
8	気候関連開示：政策の結果	開示の範囲、用語定義、最終文書の構成、政策の責任と開示、戦略の開示、応能制等について議論した。	重要性の定義、開示をどの報告書で行うか、報告時期、指標の測定頻度、移行措置と比例原則について検討した。	26
9	新たな課題	－	－	34
10	基準導入に向けた取り組み	－	－	34
11	IPSASB 適用グループ	－	非契約債権の表示・開示、税金債権に対する金融商品基準の類推適用、に関する導入支援の資料を作成する。	36

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
12	IPSAS 基準と GFSM の連携強化	ED 第 94 号を公表した。	最終文書を承認した。	41
13	重要性の判断の行使	ED 第 97 号を公表した。	－	44
－	参考情報その１ • 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） • IPSAS と日本の政府会計の比較研究 • 基準書の日本語訳 • コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター • 過去の IPSASB 会議の報告記事 • IPSASB のボードメンバー　一覧			46
－	参考情報その２ 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			50

（略称）IPSAS（International Public Sector Accounting Standard）：国際公会計基準
IFRS（International Financial Reporting Standard）：国際財務報告基準
ED（Exposure Draft）：公開草案
CP（Consultation Paper）：コンサルテーション・ペーパー

（注）

本稿は、IPSASB の 2026 年 9 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2027 年 1 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト（https://www.ipsasb.org/meetings）から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その１」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「参考情報その２」に、今回の議題に関係する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

１．全般的事項

2026 年 9 月の IPSASB 会議は、2026 年 9 月 15 日～17 日に、ガーナ共和国のアクラで行われた。参加者は、18 名中 17 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフ等を合わせて 46 名であった。

今回の IPSASB 会議では、承認された文書はない。

トーマス・ミューラー＝マルケス・ベルガー議長（以下、ベルガー議長）による開会挨拶と会議開催に協力してくれたアフリカ会計基準委員会とガーナ政府、並びに会議前日の関連イベント（ラウンドテーブル）の主催者であるアフリカ連合、アフリカ会計総監連盟（AAAG）、汎アフリカ会計士連盟（PAFA）等への謝意が表明された。続いて 2026 年 6 月会議の議事録についてメンバーにコメントを求めたところ、特にコメントはなく議事録は承認された。

２．事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- サステナビリティ基準開発に関する IPSASB の分科会として、サステナビリティ実装フォーラム（SIF）とサステナビリティ参照グループ（SRG）が存在しているが、二つの組織を維持するリソースが不足しているため、両者を統合する。
- 今回の会議を主催してくれた関係者への謝意。

(2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- 今回の会議では、当初は承認予定ではなかった文書を含め多くの文書が承認された。昨年までの 4 日間の会議から、今年になって 3 日間の会議に移行したが、審議会としての生産性を維持できている。
- 気候関連開示フェーズ 2 の最終文書については、2026 年 12 月会議での承認は無理なので、期限を 2027 年 3 月に延長する。さらに延長する可能性もある。
- 戦略の公開協議文書は引き続き 2026 年 12 月に承認予定である。2026 年 10 月 28 日に短時間（90 分）のオンライン会議を開催し、戦略目標に関する修正案を検討する。
- 次回は 2026 年 12 月、アジア開発銀行（ADB）主催で、フィリピンの首都マニラで 3 日間の会議を予定。

(3) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2026 年 10 月 31 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色 ： プロジェクト完了又は公開終了

灰色 ： 承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中

無色 ： 承認前

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	―	2023/10　ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	―	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 （RFI）	2022/12　ED84 2024/03　ED88	2024/06	2024/10
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS 第 6 号に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12　ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC 第 20 号に対応する適用指針を開発		2023/12　ED87	2024/09	2024/11
IFRIC アラインメント－狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	―	2024/03　ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	―	2024/06　ED90	2025/06	2025/08
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	―	2025/03　ED93	2025/09	2025/10
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	―	2024/06　ED91	2025/09	2025/11
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09　ED92	2025/12	2026/01 IPSAS51
気候関連開示（自身の業務） IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	2026/01 SRS1
気候関連開示（政策プログラム） 公的部門の主体特有の開示規定			2027/03	
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	―	2026/09	
IPSAS の改善 2025（第 10 集） IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	―	2026/03 ED95・ED96	2026/09	
IPSAS 第 31 号への COV の適用 無形資産に COV を適用する	―	―	2026/09	
IPSAS と GFS の連携強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/12　ED94	2026/09	
重要性の判断の行使 IFRS 実務記述書を IPSAS に取り込む	―	2026/03　ED97	2026/12	
IPSAS 会計基準の改善　第 11 集 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	―	2027/03	2027/09	

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSASB の戦略の改定 IPSASB の戦略目標等を改定する	―	2026/12	2027/12	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2026/03	2027/09	未定	

本稿後半の「参考情報その２」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

３．IPSASB 研究フォーラム

(1) 2026 年 IPSASB 研究フォーラム ― 論文の公募（3.A.1）

IPSASB の作業部会の一つである学術助言グループ（AAG）は、元 IPSASB 議長のアンドレアス・ベルクマン氏（チューリッヒ応用科学大学教授）が座長を務め、IPSASB と研究者を結びつける役割を担っている。IPSASB のメンバー数名、比較国際公会計学会（CIGAR）、国際公共経営学会（IRSPM）などで構成されている。

AAG は 2025 年 7 月に IPSASB の活動に関連する論文を賞金付きで公募した。論文の募集分野は大きく次の 3 種類に分かれていた。

- 進行中の IPSASB のプロジェクトに関する研究
- サステナビリティ報告に関する研究
- IPSASB の今後の作業計画において考慮すべき、現行 IPSAS に関する研究

提出された論文要旨 76 件のうち、6 件が優秀論文として選定された。うち 1 件は途中で辞退したため、最終的に 5 件が残った。2026 年 7 月にマルタ共和国のバレッタで開催された CIGAR のイベントの一部として IPSASB 研究フォーラムが行われ、各執筆者による発表が行われた。

今回の 2026 年 9 月会議では、5 件の優秀論文のそれぞれについて、各執筆者による発表と IPSASB メンバーによる質疑が行われた。論文の表題と発表者は以下のとおり。これらの研究の成果は、今後の IPSASB における基準設定や改訂の過程で活用されることになる。

	論文の表題	発表者
1	支配から責任へ：公共政策プログラムの気候関連のアウトカム報告に係る基準設定	キム・ウニョン氏（高麗大学）
2	IPSAS と GFSM2014 の橋渡し：ガーナにおける二重報告の実務に基づくエビデンスと、統合に向けた方向性	サミュエル・コランテン・フィアンコ氏 ジェローム・アムズ＝セフォルジ・ジュニア氏 ナタニエル・アモア氏 （３名ともガーナ勅許会計士協会）
3	IPSAS 第 18 号と IPSAS 第 20 号に基づく開示上の課題の説	イェンス・ハインリッヒ氏 （バーデン＝ヴュルテンベルク協同州立大学）

	論文の表題	発表者
	明：適用後レビューに向けた作成者からのエビデンス	
4	公的部門における関連当事者開示：IPSAS 第 20 号の問題点と改善余地	ラン・チイン・マイ・フオン氏 チャン・ティ・ト・ウエン氏 グエン・フォン・ハン氏 （３名ともベトナム国立大学）
5	デジタル資産と公的部門の連結：IPSAS 第 31 号と IPSAS 第 35 号における、認識、開示、測定及び支配	ムケシュ・ガルグ氏（モナシュ大学） ヨアンナ・クラソドムスカ氏（クラクフ経済大学） ジェームズ・ビアステーカー氏（ヴィラノヴァ大学） ミッコ・ランタ氏（ヨンショーピング大学）

４．作業計画公開協議

(1) 本プロジェクトの目的と、これまでの経緯

本プロジェクトの目的は、IPSASB の将来の事業計画に追加すべきプロジェクトについて、限定的な範囲での公開協議を実施することである。

IPSASB は 2025 年 3 月会議から 9 月会議にかけて公開協議文書（CP）「2025 年作業計画」[1]（以下、作業計画 CP という）を策定し、2025 年 9 月会議で承認、同年 10 月 16 日に公表した。コメントは 2026 年 5 月 4 日に締め切られた。

前回の 2026 年 6 月会議から、公開協議文書に寄せられたコメントレター等に基づいて、作業計画に追加すべきプロジェクトの検討を開始した。前回の会議内容の詳細については「参考情報その２」を参照されたい。

(2) リソースの概要（4.A.1）

2026 年 6 月の会議で出た意見を踏まえ、IPSASB がプロジェクトを検討するために必要な事務局の人員や会議時間等のリソースを勘案すると、今後三つの新規プロジェクトが採用可能になる旨の説明が行われた。財務報告、PIR、サステナビリティ報告のそれぞれについて 1 件ずつの新規プロジェクトを開始することが可能である。特にメンバーからコメントはなかった。

(3) 財務報告プロジェクトの候補（4.A.2）

作業計画 CP のコメント募集事項（SMC1）に寄せられたコメントレターにより、下表の五つのテーマに対するニーズが多いことが判明した。2026 年 6 月会議におけるグループ別セッションの結果と、上述のリソースの制約をふまえ、事務局は五つのテーマのそれぞれの方向性を下表のように提案した。

1 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「2025 年作業計画公開協議文書」の解説

財務報告プロジェクトのテーマ	方向性と開始時期に関する提案
財務諸表における不確実性に関する開示	2026 年中に開始する。
引当金（的を絞った改善）	2027 年にリソースが整い次第、開始する。
無形資産	事務局は、IASB における無形資産プロジェクトの進展をモニターしつつ、公的部門特有の課題に関する理解を深め、他の基準設定主体による新しい無形資産の扱いを調査する案を推奨した。
既存基準のメンテナンスと実装支援に、より一層注力する	すでに開始している。財務報告実装フォーラム（FRIF）を開催し、IPSASB Explains を策定中。
税金支出（税額控除）の開示	**プロジェクト化は見送り。**大型プロジェクトに着手せず、既存基準のメンテナンスと実装支援に注力するべきという意見を踏まえた判断による。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局提案に賛成。特に無形資産については第 3 案に同意。米国の連邦会計基準諮問委員会（FASAB）は、過去 3 年間、無形資産に関する包括的な基準を策定してきたので、多くの資料が公開されている。IPSASB による検討にも大いに参考になるので、ぜひ FASAB の事務局に連絡をとってほしい。→　大変参考になる。FASAB に連絡する。
- 財務諸表における不確実性に関するプロジェクトと、引当金に関するプロジェクトは、いつまでに完了する予定か。新しい種類の無形資産について、どのように会計処理すべきかわからない。既存基準のメンテナンスと実装支援の新プロジェクトについて詳細が示されていない。→　今日は新規プロジェクトに同意するかどうかを決めるだけであり、開始時期や実施期間については、IASB にも依存するので議論しない。
- 提案されたプロジェクト案に賛成。既存基準のメンテナンスと実装支援に、特に重点を置くべきである。ただし、IASB の動き等には柔軟な対処が必要である。→　既存基準のメンテナンスと実装支援のリソースを検討する際には、当然に基準策定のプロジェクトに関するリソースも考慮する。
- IASB による進展を待つ必要があるため、無形資産は長期的なプロジェクトであり、1 年以内に終わるようなものではない旨を、明示した方がよい。→　図表又は文章で明確にしたい。このプロジェクトには圧倒的な支持があったので、取り組み状況を明示すべき。
- また、サステナビリティ関連の議題になるが、自然関連の開示については、IASB が行っているプロジェクトとは異なり、資産の定義には該当しないが一般目的財務報告書のその他の開示のどこかに含めるべき天然資源の開示を意図している。公的部門特有であり、IASB の開示範囲を超えるが、その点が明確にされていない。→　忘れているわけではないが、サステナビリティ報告に関する回答者からのフィードバックでは優先度は低かった。また、この点についてはサステナビリティ報告の文脈で議論すべき。

- 無形資産と天然資源で結論が異なった理由を説明すべきである。また、今回の作業計画でコミットした事項と、今後の作業計画でコミットしたい事項を明確にすべき。→　自然関連開示について現時点でコミットしているわけではないことを明確にしたい。
- 全体的な方向性に賛成。不確実性に関する開示について、参考となる公的部門の事例を挙げることが可能なので、情報提供したい。インフラに影響を与える気候変動適応義務、耐用年数やサービス提供能力の不確実性、復旧義務の不確実性、そして測定に影響を与える政府の政策変更などである。また、無形資産については、IASB の進捗状況を注視するだけではなく、公的部門への理解を深めるように文言を変更するべき。→　対応可能。
- 税金支出に関して事務局の提案に賛成。将来的に作業計画に追加する余地を残すべき。公的部門特有のプロジェクトなので、今から予備調査の資料を蓄積しておくべき。→　研究者に意欲を持ってもらうために良いアイデアである。
- トピック案に賛成。コメントが三つある。第 1 に、引当金の改善については、公的部門特有の事項を考慮すべきだというフィードバックが寄せられているが、それは引当金基準に限定されるのか、例えば社会給付などにも影響するのかを明確にすべき。第 2 に、無形資産については、現状は情報収集のモードであり、適用後レビュー（PIR）よりも情報提供要請（RFI）のほうが近いのではないか。PIR と銘打つことで期待感を生み出してしまう恐れがある。情報収集の段階であることをステークホルダーに対して明示すべき。第 3 に、IPSASB の文献の相互関連を示すべきという議論があったが、反映されているように見えない。→　第 1 の引当金に社会給付を含めることには反対。第 2 の無形資産について全面的に同意。現状の文書では PIR にする旨は記載されていない。FRIF や IPSASB 適用グループ（IAG）が担当することが現時点では適切である。第 3 の全体像の件は、現状の作業計画には含めておらず、実施する予定はない。将来的にはプロジェクト化する可能性があるが、現状、優先事項にはなっていない。
- 事務局提案に賛成。無形資産については、今日の技術変化のスピードを考慮すると緊急性が今後より高まる可能性がある。並行して自分たちでできる準備を進めるべき。→　そのとおりである。問題を先送りして事態の進展を待つというメッセージにはしたくない。情報収集のモードに入るが、IASB に先んじる必要はなく、当初から一貫した姿勢を保つことが大切である。
- 事務局提案に賛成。プロジェクトの重要性を我々が認識しており、IASB による決定を単に待っているだけではないことを改めて強調する必要がある。現時点では、できることとして実態調査に注力すべきである。
- 事務局提案に賛成。FRIF と IAG から、実務上の課題に関する意見が二つ出ている。すでに提起されているそれらの課題について、ステークホルダーも議論ができるよう、体系化を進める必要があるのでは。ステークホルダーの視点を取り入れることが極めて重要。
- 無形資産に関する多くの意見に賛成する。IPSASB の文献の全体像について、過去の議論を確認したところ、全体像に関する調査を依然として実施する計画である。その旨明記する必要がある。

メンバーからの意見聴取が一巡したところで事務局提案について投票を実施した。17 名が賛成、1 名が欠席。賛成多数で事務局提案に基づいて進めることが決定された。

(4) 適用後レビュー（PIR）で作業計画に追加すべきもの（4.A.3）

作業計画 CP のコメント募集事項（SMC2）に寄せられたコメントレターに基づき、2026 年 6 月会議で議論した結果、当初想定していた IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」の代わりに、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」の PIR を優先することが決定していた。

2026 年 7 月に行われた財務報告実装フォーラム（FRIF）の会議で、IPSAS 第 35 号の「支配」や連結ガイダンスに関する適用上の課題に関する参加者の経験談が共有され、これも IPSAS 第 35 号の PIR を行うべき理由の一つとなっている。事務局は、IPSAS 第 35 号の PIR に対する情報提供要請書（RIF）の策定に 2026 年の第 4 四半期から着手することを提案した。メンバーからのコメントは特になかった。続いて、事務局提案について投票を実施し、17 名が賛成、1 名が欠席。賛成多数により、事務局提案に基づいて進めることが決定された。

(5) 作業計画に追加すべきサステナビリティ報告プロジェクト（4.A.4）

作業計画 CP のコメント募集事項（SMC3）に寄せられたコメントレターに基づき、2026 年 6 月会議で議論した結果、「全般的なサステナビリティ関連の開示」のプロジェクトを優先することが決定していた。この結果を踏まえて事務局は、「全般的なサステナビリティ関連の開示」のプロジェクトを、進行中の気候関連開示のプロジェクト（フェーズ 2）が完了した時点で、作業計画に追加することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ISSB が公表した SRS 第 1 号及び第 2 号について、ステークホルダーは実装に向けた支援を必要としている。また、新たな戦略案について、現状では一行だけの記載だが、基準書の主要な利用者にとっての有用性や価値を文書の中で説明し続けるべきである。→　確かに。回答文書の中でその旨を明記することは、決して損にはならない。
- RPG 第 1 号及び RPG 第 3 号との関係について、「全般的なサステナビリティ関連の開示」のプロジェクトの説明においても触れるべきである。→　文書で明示する。

メンバーからの意見聴取が一巡したところで事務局提案について投票を実施した。17 名が賛成、1 名が欠席。賛成多数により、事務局提案に基づいて進めることが決定された。

(6) 作業計画に追加すべきプロジェクトの承認（4.A.5）

4.A.2～4.A.4 のそれぞれでプロジェクトの承認を行っているので、ここでは省く。

(7) 公開協議のまとめ文書のレビュー（4.A.6）

作業計画 CP の経緯をまとめた文書（コンサルテーション・サマリー）の草稿について、IPSASB による決定が適切に反映されていることを確認するためにレビューを行った。ページ別のレビューは行わず、各メンバーが自由に発言した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- PIR の目的の説明文には、財務諸表の主要な利用者への影響を評価することであると記載されているが、作成者、監査人、規制当局に関する記載も追加すべき。→　了解。
- 自然関連の開示について、将来的にプロジェクト化して検討する可能性があることの明確化が必要。→　了解。
- コメントレターの全文をウェブ掲載する点については提出者の同意を得ているのか。→同意を得ている。新しいことではなく、以前からそうである。
- IASB の無形資産プロジェクトが予定よりも長引いて、2028 年よりも後になった場合、我々はどうするのか。→　その時点で考えたい。なお、まとめ文書では、プロジェクト候補の一覧を更新して掲載する予定である。
- IPSAS を直接採用せず、独自の規定を追加する国が多くある。採用している各国の基準と IPSAS の違いを研究し、我々の基準そのものを強化検討すべきではないか。→各国に特有の理由があるものなので、触れるべきではない。
- IPSAS を直接適用するかどうかは、政府として決定を下すことになる。各法域が下した決定に合わせて、システムや人材も適応させる必要がある。より柔軟な方法は採用よりも適応である。
- IPSAS と異なる方法を採用している事例を調査し、どこで逸脱が生じ、実際に何が起きているのかを把握することは有益である。これを行うためのよい仕組みが PIR である。→　まさにそのとおり。IPSAS 第 35 号に関する問いを投げかけることができる。
- ある国が承認プロセスを採用している場合や、国内の基準設定機関を持っている場合には、その国の意思決定に実質的な影響を与えることはできない。歴史や伝統など、様々な要素が関係する。間接採用を行う国で選択肢が一つに絞られないようにすることが必要である。
- 途上国ではリソースや専門家が不足しており、IPSAS を直接採用する方が容易な場合もある。一方で、主権を重視して適応を図る場合もある。コスト面を見れば直接採用して実装に注力することがよいが、これは政治に左右されるものである。
- 監査人の立場では、IPSAS 準拠と 100%いえる状態ではないが、しかし IPSAS 完全準拠でないことは問題ではない。概念フレームワークの精神や、IPSASB の公表基準の精神に沿って、基準を適用することが大切なのである。→　各国政府は、一連の基準が当該国・地域にどれだけ有用なのかを事前に自問することになる。政府は自らの目的に合わせて基準を適応させる。

決定事項	• 作業計画に次のプロジェクトを追加する。これらの新規プロジェクトに関する作業は、必要なリソースが整い次第、実施する。 ➢ 財務諸表のおける不確実性に関する開示 ➢ 引当金ー的を絞った改善 ➢ 無形資産 ➢ 既存基準のメンテナンスと実装支援に、より一層注力する

	➢ IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」に関する PIR ➢ 全般的なサステナビリティ関連の開示 • 回答者が提起した全ての重要な論点について議論を行った。 • デュー・プロセスに従って手続きが行われた。 • 作業計画に追加するプロジェクトは、投票の結果、承認された。
事務局への指示	• 「コンサルテーションの結果概要」文書の草稿を修正し、会議中、又はオフラインで提供されたフィードバックを取り入れることによって IPSASB の決定がより明確に記載されるようにする。

５．戦略の改定

(1) 本プロジェクトの目的と、これまでの経緯

IPSASB の中期計画は「戦略」と「作業計画」で構成される。本プロジェクトは前者の「戦略」を見直し、新しい戦略を策定することを目的としている。

前回の 2026 年 6 月の会議では、事前配布資料はなく、事務局がスライドを使用して予備的な説明を行った。前回の詳細については、「付属資料その２」を参照されたい。

今回は新しい IPSASB の戦略目標をはじめ、多岐にわたる論点について活発な議論を行った。その結果、当初予定の倍の検討時間を要することとなった。

(2) IPSASB の新しい戦略目標（5.A.1）

IPSASB の使命（ミッション）は大きく変わることなく、受け継がれている。

> 国際公会計基準審議会（IPSASB）は、一般目的財務報告書（GPFR）の作成において、世界の公的部門の主体による使用に向けた高品質の会計基準及びサステナビリティ基準並びにその他の公表物を開発することで公益に資する。

他方、IPSASB の戦略目標は、IPSASB の活動範囲の変化や公的部門のニーズの変化を受けて、これまでも中期計画の策定時に適宜改訂されている。

昨今の IPSASB を取り巻く情勢の変化を踏まえ、事務局は、IPSASB の戦略目標を次のように改訂し、公開協議文書（以下、戦略 CP という）に掲載することを提案した。

現行の戦略目標	改定案
Strengthening Public Financial Management (PFM) and sustainable development globally through increasing adoption and implementation of accrual IPSAS and international public sector sustainability reporting standards.	Ensure that stakeholders are provided with high-quality information that supports effective informed action on pressing public interest needs and challenges, by strengthening Public Financial Management (PFM) globally.

発生主義 IPSAS 及び国際公的部門サステナビリティ報告基準の採用と実施の拡大を通じ、世界規模で公共財務管理（PFM）と持続可能な開発を強化する。	世界規模で公共財務管理（PFM）を強化することにより、公益に関わる喫緊のニーズや課題に対し、効果的かつ十分な情報に基づいた行動を支える高品質の情報をステークホルダーに確実に提供する。
The IPSASB delivers its Strategic Objective in two ways: IPSASB は、以下の二つの方法で戦略目標を達成する。 • Delivering Global Standards. Developing and maintaining public sector financial and sustainability reporting standards. 国際基準の提供：公的部門の財務・サステナビリティ報告基準の開発及びメンテナンス • Inspiring Adoption and Implementation. Raising awareness of the IPSASB Standards and the benefits of their adoption and implementation. 採用と実施に向けた啓発： IPSASB の基準書及びその採用と実施による便益についての認知度の向上	The IPSASB delivers its Strategic Objective in three ways: IPSASB は、以下の三つの方法で戦略目標を達成する。 • Delivering Global Standards for General Purpose Financial Reports (GPFR). Developing and maintaining IPSAS Accounting Standards and IPSASB SRS Standards, to empower public sector entities globally to tackle public interest needs and challenges. 一般目的財務報告（GPFR）に関する国際的な基準の提供：IPSAS 会計基準及び IPSASB SRS 基準を策定・維持し、世界の公的部門の主体が公益上のニーズや課題に取り組めるよう支援する。 • Supporting Practical Implementation for Consistent Application. Providing practical implementation support materials and other resources, to support the effective understanding and implementation of IPSASB Standards. 一貫した適用のための実務的な実装支援。IPSASB 基準の適切な理解と実装を促進するため、実務的な実装支援資料やその他のリソースを提供する。 • Championing Why IPSASB Standards Matter for Informed Action. Communicating the essential value of information based on IPSASB Standards and their PFM benefits, to make informed decisions and be

	accountable for tackling competing public sector challenges with limited resources. 十分な情報に基づく行動に向けたIPSASB基準の重要性の提唱。IPSASB基準に基づく情報の本質的な価値や、それらがもたらす公共財務管理（PFM）上の利点を伝達する。これにより、限られたリソースの中で競合する公的部門の課題に対処する際、十分な情報に基づいた意思決定を行い、アカウンタビリティを果たすことを支援する。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ステークホルダーが多岐にわたるので、そのニーズや、彼らが有用だと考える情報を理解することが課題である。我々が理解していないニーズや問題が多くあるのではないかということを忘れないようにする必要がある。→　政治家、投資家、納税者・市民全体という各グループとの継続的な対話を、その一部について始めたばかりである。それぞれのグループに適切な言葉を使う必要がある。
- 戦略目標の修正案に賛成する。実装に向けた進展と、ステークホルダーへのより強固な関与を支持する。戦略目標のensureの用語を「enable」に変更する提案を受け入れてくれたことに感謝する。達成方法の二つ目にある「その他のリソース」の表現は幅広く解釈できるので、限定するべき。→　後半のコメントは次の議題で改めて検討する。
- 戦略目標の修正案に賛成する。また、ステークホルダーが戦略の中心に位置づけられていることを歓迎する。
- 戦略目標の修正案に賛成する。方法の二つ目の「一貫した適用」が重要であると考えるが、これは、原則に基づく各基準を、各国・地域の異なる状況にどのように適用するかということを意味するという理解で良いか。→　適用における一貫した理解、という意味である。IPSASBの示した原則が、同じように理解され、適用されるということ。国・地域ごとの違いはあるが、原則は同じように理解され、適用されなければならない。
- 他の基準設定主体における経験から、財務報告書の作成者にとって、新基準の実装に必要なリソースを確保するのは大変なことである。彼らを支えるために、我々は報告基準のメリットを明確に説明する必要があり、作成者が基準を実装できるように支援ツールを提供することが非常に重要な時期にきている。
- 戦略目標の修正案に賛成する。質問だが、前回の戦略目標案と比べると、持続可能な開発に関する記載は意図的に排除したのか。焦点を持続可能な開発からPFMに戻したということか。→　「持続可能な開発」は、財務報告やサステナビリティ報告を行い、将来に向けて適切な意思決定を行うことで、各国が将来にわたって持続的に発展していくという、

一種の全体的な視点であり、狭義のサステナビリティ報告とは無関係である。我々が本当に意味しているのは「持続可能な PFM」である。

- 戦略目標の修正案に賛成する。ただし、文末の「世界規模で公共財務管理（PFM）を強化すること」はなぜ必要なのか、又は、「情報に基づく行動」と PFM の関係を説明してほしい。→　考慮したい。
- 戦略目標の修正案に賛成するが、手段に関する文章について二つコメントしたい。まず、一貫した適用のための実務的な実装支援という部分については、IFRS の解説に踏み込むべきではなく、公的部門特有の課題に焦点を当てることを明確にすべき。次に、提唱（championing）と伝達（communicating）には違いがあるのか。→　championing と communicating は英語話者からすると違いはなく、別の言い方に過ぎない。議論の上で一貫性のある用語に統一したい。
- championing は communicating よりも強い意味を持つ印象。IPSASB はもっと強く主張することが必要なので、この表現を支持する。→　そのとおりで、政治家に必要性を強く訴求する必要がある。
- 戦略目標の修正案に賛成する。一般目的財務報告書の分量はそのままだと増え続け、それがステークホルダーの負担になるので、英国では分量を見直す協議が行われている。サステナビリティ報告が一般目的財務報告書にどう整合するのかも重要な課題である。→
我々は複数の報告書について議論している。また、概念フレームワークの範囲内で作業を進めており、その制約下にある。→　民間部門における一般目的財務報告書には非常に具体的な意味があるので、より幅広い定義を採用するのであれば、他者にその点を十分に理解してもらう必要がある。
- 戦略目標の修正案に賛成する。Informed action（情報に基づく行動）という表現が多くみられるが、これには定義があるのか。私は、IPSAS の利用者は IFRS を見に行くことは無いので、IPSAS で独自に定めを置くべきと考えている。→　Informed action の用語定義を文書に盛り込みたい。
- 戦略目標の修正案に賛成する。ただし、戦略目標を定めた後に、その行動を導くための原則が必要である。
- 戦略目標の方向性には賛成。secure から enabling に変更することは素晴らしい。ただし情報という用語は、メッセージ性を薄めてしまうように感じた。我々が公表しているものは高品質な基準とガイダンスである、ということを改めて強調しておきたい。→　財務情報だけでなく、非財務情報も含めて質の高い情報を提供しているので、表現を幅広くした。また、戦略目標を基準設定だけに限定しないことを意図している。
- 前よりも改善されているが、表現や言葉遣いについてもう少し検討が必要である。ステークホルダーよりも利用者の方が一貫性の観点からよい。公益に関わる喫緊のニーズという箇所については、IPSASB はあらゆる公益上のニーズに対応しているのではないのか。PFM の強化において我々が果たすべき役割について、もう少し明確に表現する必要がある。→　同意する。全てを盛り込むと冗長になるので検討が必要。

- 戦略目標に基準という用語を盛り込むことも理にかなっている。→　基準そのものはツールであり目的ではないので、下位の戦略として説明している。
- コスト対便益の用語を使用しても良いのではないか。

決定事項	• 新しい戦略目標案を、戦略 CP に取り入れる。ただし、メンバーが提起した軽微な修正を行うこと。
事務局への指示	• メンバーが提案した軽微な修正を検討し、戦略目標の修正案を提示すること。

(3) IPSASB の更新された事業モデルの提示（5.A.2）

戦略とは、組織が達成しようとするもの（重点領域や意図するアウトカムとして示されるもの）であるのに対し、事業モデルとは、その戦略を「具現化」するために組織がどのように機能するか（戦略を具体的かつ相互に関連したプロセスや体制へと落とし込むこと）を指す。

事務局は、事業モデルの改定案の概要（下図）を、戦略 CP に盛り込むことを提案した。

GPFR に関する国際的な基準の提供		
新しい IPSASB 基準の策定 原則と要求事項の規定	**IPSASB 基準の理解の支援** 原則と要求事項の適用支援	**既存の IPSAS 基準の維持** 原則と要求事項の改定
• IPSAS 基準 • IPSASB SRS 基準 • 概念フレームワーク • 推奨実務ガイドライン（RPG） • 実務記述書	• 概要版の文書 • ウェブキャスト • IPSASB Explains（原則と概念の説明）	• 改善 • IPSASB 適用グループ（IAG） • 適用後レビュー（PIR）
実務的な実装と一貫した適用の支援	**十分な情報に基づく行動に向けた IPSASB 基準の重要性の提唱**	
国際フォーラムと実務のコミュニケーションを促進し、リソースを提供する	ステークホルダーと接触し、リソース開発を支援する	
• 財務報告実装フォーラム（FRIF）（解決策の議論とデータベース） • サステナビリティ実装フォーラム（SIF）（同上） • IAG（解決策のデータベース） • 研究助言グループ（AAG）（研究者との接点） • IPSASB Explains（原則と概念を適用するための実務的なツールや例を示す）	• アウトリーチ活動 • アライアンスの締結 • 法域内、地域内、国際的な協働 • 公的部門のステークホルダーに向けた認知向上と提唱 • IPSASB Explains（できあがる情報の効用と有用性の説明）	

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- この事業モデルの図は従来の IPSASB の戦略目標に基づいており、ステークホルダーの視点が含まれていない。図の上部を再考する必要がある。→　そのとおり。採用、適用、発展という流れを示した。
- 現金主義 IPSAS が除外されている点を懸念する。私にとっては RPG や実務指針と同様に重要である。→　意図的に除外しているわけではなく、今後は現金主義 IPSAS の維持にリソースを割かないことを示している。これは 2017 年の現金主義 IPSAS の改定時に下した決定を反映している。また、現金主義 IPSAS は発生主義への足掛かりに過ぎず、最終目標ではないので、強調したくない。一部の国では現金主義から先に進む気がないのでその点を明確に示したい。
- 事業モデルについて三つの文が示されているが、基準設定において IFRS、GFSM、ISSB などを参照していることも考えると、「既存の基準を起点とする」というルールに従う方針であることを明記すべきである。→　他にも同様のコメントを受け取っており、文章追加を検討している。
- 橋の図において、IAG が左と中央の両方に置かれているが、一貫した適用は基準そのものから生まれるべきなので、左のカテゴリーに置かれるべきである。中央から「一貫した」を削除して、「実装と適用を支援する」としてほしい。中央の「実務的な実装」という用語にも違和感がある。また、現在のデュー・プロセスが新しい事業モデルに適しているのかを検討する必要がある。例えば IPSASB Explains については、外部に働きかけ、問いかけを行う必要がある。規範性がない文書であると位置付けても、IASB における IFRIC のように、必ず強制力を有するようになる。よって、ある程度 IPSASB として関与する必要があるので、IFRS 財団の取り組み方法を参考にすべき。→　戦略目標の下に位置する三つの戦略領域についての変更提案となると大きな話になる。→　IFRIC と同じ方法を我々が取り入れるべきではない。IFRIC は当初から解釈委員会としての役割を果たすことを意図されていた。また、基準の範囲を超えるものではない。IAG から上程された事項を IPSASB のプロセスで判断する点についても、規範性のないガイダンスについて IPSASB の関与を必要とするのは奇妙に聞こえる。新しい戦略案を明確に整理する前からデュー・プロセスについて論争を巻き起こすべきではない。
- 事業モデルに関する説明を盛り込むことに賛成。橋の図もよい。ただし、この図は IPSASB が安定した状態にあることを前提にしている。緊急に必要なプロジェクトが生じた場合、リソースの競合などはどうするのか。→　柔軟性を確保しておく必要はある。
- 議案書 7 ページの脚注 4 の IPSASB Explains の説明は、とても有用なので本文中に明記するべき。ただし、追加リソースやその他のリソースが何を意味するのかよくわからない。→　脚注の件は対応する。その他のリソースという用語を使うのは、将来に何を求められるのかわからないので、我々自身を守るために使用している。

決定事項	• 戦略 CP において、IPSASB の改訂された事業モデルの概要を提示するとともに、「橋の図」の修正版を併せて示すべきである。

事務局への指示	• 「橋の図」を修正し、「採用、適用、発展」の表現を含めること。

(4) IPSASB が提供するリソースの説明（5.A.3）

IPSASB は正式なデュー・プロセスに基づいて策定した基準書等の他に、様々なリソース（資料や文書）をそのハンドブックやウェブサイトに掲載している。IPSASB だけでなく IFAC が作成した資料もあり、IPSASB や IFAC のウェブサイトの各所にバラバラに掲載されているため、一覧性に欠けるという問題が生じている。

そこで事務局は、戦略 CP の本文に、IPSASB や IFAC が提供しているリソースについて、その目的や掲載箇所についての短い説明文を付した概要を盛り込むことと、戦略 CP の付録として、より詳細なまとめを提示することを提案した。

IPSASB に関する主なリソース

国際的な報告基準やその他のガイダンス（ハンドブックに掲載）	その他のリソース（ウェブサイトに掲載）
基準書のガイダンス • IPSAS 基準 • IPSASB SRS 基準 その他のガイダンス • IPSASB 概念フレームワーク • 推奨実務ガイドライン • 実務記述書	各種の資料 • 主要な概念、原則、要求事項を導入する • 実装を支援するために実務上のツールや情報を提供する • 策定、結論、他の報告フレームワークとの整合、における視点を示す • IPSASB 基準の利点と、限られたリソースで競合する課題に取り組むための「十分な情報に基づく行動」において、なぜそれらの基準が重要なのかを明確に説明する

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 何か IPSASB の監督手続きに変更はあるのか。また、IPSASB Explains はどのような報告書になるのか。例えば、軍事に関する資料について、何か機密や特定国の法令等に触れる可能性はないか。→ IPSASB の運営方法には全く変更はない。また、IPSASB は完全に中立であり、マテリアルにも特定の利用者や政府に関する情報は一切含まない。
- 各省庁や立法機関に対して IPSAS の価値を提示するために、書簡等を用意してほしい。→ 了解。
- 実装プロセスについて、工程表を示してはどうか。どこから始めればよいのか、他国の経験を踏まえてどのような段階を踏むことができるのか。他の省庁や会計総監が IPSAS の成果やメリットを紹介するような短い動画があるとよい。IPSAS の採用の重要性をさま

ざまな言語で説明するためのスライドを用意してはどうか。スライドのデータベース化もしてほしい。→　事務局側で進めている内容もあるので、オフラインで相談したい。

- 成果物について、それらが目的達成している度合いをどのように測るのか。→　我々にとっての成功とは何か？は極めて重要な問いである。
- 提案を支持する。IPSASB Explains について、誰が決定し、いつ発行し、どのような内容が盛り込まれるのか。もう少し詳細な情報が欲しい。→　IPSAS 第 51 号の有形天然資源について現在作成中である。担当のレネー・ピシャール氏に説明してもらう。→ IPSASB Explains は、四つの構成部分からなる。説明文形式のマニュアルがあり、そこでは基準の実務的な導入にどのように取り組むべきかを解説する。ワークショップのファシリテーター向けに、PowerPoint のスライド資料を用意する。 実践的な例は二つのレベルで用意される。ワークショップ自体では、講義内容の要点をまとめた簡単な例が取り上げられ、さらに包括的なケーススタディも現在作成中である。
- 公表物のレビューの水準を二つに区分することに賛成。ただし、我々が提供する文書は、ウェブサイト上で検索可能、かつ使いやすい形式でまとめられるようにする必要がある。→　そのとおり。資料が見つからなければ意味がない。
- ガイダンスを提供すること、その水準の区別に同意する。しかし、実装のガイダンスの前に、ステップゼロにあたる資料が必要である。「Pathways to Accrual」や IPSAS 第 33 号のような、導入段階で読むべき資料は何かを明確にする必要がある。
- 提案を支持する。資料をウェブで閲覧するための単一の入り口が必要。
- 提案を支持する。対処すべき課題はある。
- 提案を支持する。各国・地域のネットワークを活用し、IPSASB Explains に関する意見を集めるべき。
- 提案を支持する。IPSASB Explains は分科会で対応すればよく、IPSASB の議論に持ち込むべきではない。事務局と IPSASB の間に中間段階となる諮問グループを設けることも一案。→　持ち帰り、検討する。

決定事項	• 戦略 CP において、包括的なリソースに関する情報を提供すべきである。その際には、付録で詳細も示す。

(5) IPSASB 基準に基づく情報の重要性を提唱する（5.A.4）

事務局は、IPSASB 議長の指図に基づき、事務局を含む IPSASB の関係者が IPSASB 基準に基づく情報の便益、価値、その重要性をこれまでよりも積極的に提唱すること、及び戦略の改定に関する CP においてこの提案の概要を示すことを提案した。下記は IPSASB が行うべき提唱の例である。

- 公的部門における多岐にわたるステークホルダーと積極的に関わり、公的部門が直面する喫緊の課題や目標、及びそれらに対処・達成するために必要とされる情報を把握する。

- 一般目的財務報告（GPFR）の作成者との関わりを強化し、経験や知識の共有、つながりの構築、およびIPSASB基準の導入支援を行うための新たなグローバル・プラットフォームを提供する。
- 意思決定に十分な情報をもたらし、アカウンタビリティの履行に役立つその他の情報源を作っている他の利用者たる提唱者との連携を強化する。
- IPSASB基準に基づく情報の価値や利点を主要な利用者層に直接伝え、それによって、より広範な公的部門全体においてIPSASB基準が一貫して採用されることへの需要を喚起・拡大する。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 政治家や国会議員が気にする数字は経済指標であり、GDPである。GDPは現金主義に基づいて算定されるが、もしGDPを発生主義に結びつけることができれば、彼らに深い洞察を与えることができ、有益である。その点で、IPSAS第22号とGFSMの連携強化は良い取り組みだった。→　政治家に会計用語で話して理解を得ることは難しく、我々がGDPを直接変えることも難しいが、GFSとの整合性を向上させるプロジェクトがその道筋である。
- 主要な利用者とIPSASBの関係が重要であり、その点が明確に示されているので良い。
- 提案に賛成する。政治家等の言語で話すことが求められる。そうしたメッセージに焦点を当てるべき。
- 提案に賛成する。ところで、メンバーとしての関与はどのようなものになるのか。→　各メンバーはすでに各地域で活動しており、それをさらに後押しし、強化するということ。
- 積極的な姿勢に感謝する。議案書の第16項に、「IPSASB基準を採用する効用はコストを上回る」と書かれているが、その詳細を説明するものがないので、戦略CPには取り込まないほうがよい。また、三角形の図は非常にわかりにくく、矢印も色も多すぎて、一目では主要なメッセージが伝わってこない。外部の専門家に作り直してもらうべき。→　三角形の図は事務局作成で、これからプロのデザイナーに作図を依頼する予定である。複雑な環境という事実を曲げて単純化することはできないが、見せ方には工夫の余地がある。
- 図の論理的構成を支持する。市民は保全目的の有形天然資源よりも、教育や医療サービス、気候変動への対処などにより強い関心を持っているかもしれない。オフラインでメールを事務局に送りたい。
- 提案を支持する。非常に積極的なアプローチである点が気に入っている。engage, enhance, strengthenといった用語は力強い。communicateは中立的に感じられるので、他の箇所で使用しているchampionの用語の方が良いと感じる。相手の立場を理解して、相手の役に立つと感じさせることは非常に重要である。

決定事項	• 戦略CPにおいて、IPSASBの基準に基づく情報の効用と価値を積極的に訴求し、それらが十分な情報に基づいた行動をとるうえでなぜ重要なのかを強調するアクティブなアプローチをとるべきである。

(6) 戦略改定によって意図する影響と、ステークホルダーとの関係の提示（5.A.5）

戦略の改定は、基準設定主体としての IPSASB が、公的部門のステークホルダーとの関係をどのように認識しているか、また、より効果的な公共財務管理（PFM）の実現に向けた広範な取り組みにおいて、それらのステークホルダーをどのように支援していく意向であるかを明確に示す好機となる。

事務局は、戦略 CP にその意図する影響（下図参照）と、どのようにそれらを達成するのかを掲載することを提案した。

達成手段	IPSASB はステークホルダーが下記の活動を行うことを支援する
GPFR に係る国際基準の提供 • 新基準の策定 • それらに対する理解の支援 • 既存の基準の維持	IPSASB の基準という形で、質の高いグローバルな財務・サステナビリティ報告基準を採用する。
一貫した適用の実務導入の支援 • 国際フォーラムや実務に関するコミュニティの創設 • 追加的なリソースの提供	IPSASB のリソースとツールを活用し、より自信を持って IPSASB 基準を適用することで、アカウンタビリティと意思決定を支える信頼性が高く、関連性があり、質の高い情報を作成する。
IPSASB の基準が十分な情報に基づく行動に重要であることの提唱 • 価値と効用の説明 • ステークホルダーへの関与 • 外部のイニシアティブの支援	IPSASB 基準に基づく信頼性が高く、適切かつ高品質な情報を活用し、公共政策の重点分野を推進するとともに、極めて重要な事項について十分な情報に基づいた意思決定を行う。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 基準の採用と、採用から実装へのギャップを埋める難しさについて。
- 新しい戦略や事業モデルを検討する際には、成功の尺度が必要となる。KPI を用いるか、採用率の向上度合いを確認する等で、我々が正しい方向に向かっていることを確認できるようにすべきである。→ 現時点では戦略案に過ぎないので、ステークホルダーからのフィードバックを得てからになる。→ IFAC が公表している「アカウンタビリティ・インデックス」が一つの指標になるだろう。

決定事項	• 戦略 CP において、その意図する影響、及びステークホルダーとの関係性についての概要を提示すべきである。また、ステークホルダーが質の高い基準を採用し、より確信を持ってそれを適用し、公的部門の各領域を発展させ、十分な情報に基づいた行動をとれるよう、その歩みに寄り添い支援していくべきである。

事務局への指示	• 戦略 CP の草稿に寄せられた、軽微な修正の提案に対応する。

６．測定ー適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV

(1) 本プロジェクトの目的と、これまでの経緯

本プロジェクトは、IPSAS 第 31 号「無形資産」に、現在操業価値（COV）の測定基礎を適用できるかどうかの検討と、必要な修正の策定を目的としている。

前回の 2026 年 6 月の会議では、事前配布資料はなく、事務局がスライドを使用して振り返りの説明を行ったうえで、「活発な市場の制約」に関する検討を行った。前回までの検討の詳細については、「付属資料その２」を参照されたい。

今回の会議で、最終文書が承認された。

(2) 最終文書の「結論の根拠」（6.A.1）

2026 年 6 月の会議における「無形資産の測定基礎に COV（現在操業価値）を含める」という決定に基づいて、事務局は以下の指摘事項を反映した「結論の根拠」セクションの修正案を提示した。

- 操業能力のために保有する無形資産に対して COV を適用できるとする IPSASB の結論、すなわち、「概念フレームワーク」及び IPSAS 第 46 号との整合性。
- ED 第 90 号に寄せられたコメントレターを受けて IPSASB が行った以下に関する検討。
  - IASB が IAS 第 38 号「無形資産」に関するプロジェクトの決定を最終確定するまで、IPSAS 第 31 号における COV 適用の検討を延期すること。
  - 特定の無形資産について、COV が信頼性の低い測定値や実態を反映しない測定値をもたらす可能性。
  - COV は本来、有形資産を対象に設計されているので、無形資産への COV 原則の適用に伴う課題。
  - 現行の IPSAS 第 31 号に存在する「活発な市場」の制約に言及することなく IPSAS 第 31 号に COV を導入することに対する懸念。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 現時点の BC は、プロジェクトの経緯や、回答者から寄せられたプロジェクトに関する困難や懸念を十分に反映していない。BC にはまだかなりの修正が必要である。→　BC は規範性のあるセクションではないので、規範性のある部分についてまずは承認し、その後で、各メンバーの指摘事項を BC に反映するよう、校正プロセスを通じて修正を行うことを条件とすることが可能。

- 修正条件付きの承認に賛成。現在操業価値に関する複雑さを考えると、有形資産は理解できるが、無形資産については疑問がある。そのニュアンスは BC にも反映されるべき。→ オフラインで事務局と協議されたい。

決定事項	• 最終文書案に、「結論の根拠」の修正版を取り入れる。

(3) IPSAS 第 31 号第 74 項の修正（現在価値モデルの事後測定）（6.A.2）

ED 第 90 号は第 74 項の末尾の文章を第 74B 項として分離していた。これは COV を事後測定の測定基礎として第 74 項に導入したことに伴い、文章を単純化するために行った修正であったが、当初測定を規定する第 43 項と事後測定を扱う第 74 項のリンクが崩れること、及び、IAS 第 38 号の事後測定を扱う第 75 項との整合性が崩れることを理由として、事務局は当該部分を第 74 項の末尾部分に戻すことを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 提案に賛成する。ただし、最後の文は、金融資産の再評価について「財務能力」と「業務能力」の両方を包含していると受け取られる可能性がある。財務能力目的で保有する資産に限定した記載にすべき。→　了解。
- 第 74 項と第 74A 項を読んだ限りでは、再評価がいつ行われるのかが読み取れない。→ 他の箇所で説明されており、IPSAS 第 31 号と第 46 号の文脈を合わせて読み込む必要がある。
- 提案に同意する。ただし、不整合があるので、公正価値に関する第 71 項及び第 80 項と同様のガイダンスを、COV についても設けるべきである。→　了解。

決定事項	• 最終文書案に、第 74 項及び第 74B 項の修正版を取り入れる。

(4) 無形資産への COV の適用：現代の同等資産と未使用の能力（6.A.3）

ED 第 90 号に寄せられたコメントレターに対応して、COV の要件の一つである「現代の同等資産」（modern equivalent assets）と、IPSAS 第 46 号の適用ガイダンス（IG セクション）で示されている「資産の未使用部分」のそれぞれについて、IPSAS 第 46 号の適用ガイダンスに無形資産に関する例を追加することを事務局は提案した。

具体的には、IPSAS 第 46 号の適用ガイダンスの D.4 項に、ロブスターの漁獲枠に未使用分が生じている例を追記する。また、同じく D.6 項に、自作ソフトウェアについて現代の同等資産の例を追記することを提案している。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 現代の同等資産の規定は、無形資産にさらに関連性が高くなるように修正できるので、オフラインで相談したい。次にロブスターの事例は、一般的ではないように感じた。実務上、より普遍性の高いものに置き換えるべき。内部生成ソフトウェアの例において遺産資

産に関する言及があるが、それを無形文化遺産資産に置き換えることはCOVの基準に合わないので私は慎重な立場である。→　遺産資産に関する点は今回の修正提案の範囲外である。

- ロブスターの例には違和感を覚えた。検討中に無形資産の再評価を行っている事例は見つからなかった。直感的にはサービス提供能力が無形資産になるとは考えにくい。規範性のないセクションなので、事例を削除した方が良いのではないか。→　意見を聞く限り、事例を削除するべきと考える。削除に賛成する者は何名か？　→15名が削除に賛成した。→　事例を削除することで決定とする。
- 私は削除には反対。削除は本プロジェクトの範囲外である。→　例文全体の削除ではなく、新しく起草した赤文字の部分のみを削除する。

決定事項	• IPSAS第46号の適用ガイダンス（IG）における無形資産特有のガイダンス案は、最終文書案には取り入れない。

(5) 最終文書の承認（6.A.4）

最終文書「無形資産に対する現在操業価値の適用（IPSAS第31号及びIPSAS第46号の修正）」の承認について投票を行った。15名が賛成、2名が反対、1名が欠席で、賛成多数で承認された。

決定事項	• 公開草案のコメントレターが提起した全ての論点は議論された。 • デュー・プロセスに適切に則った。 • 投票の結果、最終文書は承認された。反対した2名の反対理由は次のとおり。 ➢ 無形資産に関して忠実で関連性の高い表示を提供できない。 ➢ 同様の資産に一貫性のない測定結果をもたらし得る。 • 公開草案の再公開は不要である。 • 最終文書の発効日は2029年1月1日とする。早期適用は認められる。

7．IPSAS会計基準の改善

(1) 本プロジェクトの目的と検討の経緯。

IPSAS会計基準の改善プロジェクトでは、関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRSの改訂との整合性を確保するために、IPSASの軽微な改善を提案する。単独のプロジェクトを立ち上げるほどの内容ではなく、複数のIPSASにまたがる複雑な問題でもないものを対象とする。最近はIASBが近年公表した文書をIPSASに取り入れる改善が多い。

2026 年 4 月に、公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」[2]と公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」[3]の二つの公開草案を公表した。コメント期限はいずれも、同年 6 月 30 日であった。本稿の(2)から(5)はこれらの二つの文書の検討の続きである。

また、2026 年 6 月の会議から、「IPSAS 会計基準の改善－第 11 集」の開発に向けた検討を開始し、2026 年 12 月に公開草案を承認することを目指している。本稿の(6)は公開草案の策定に向けた論点の検討である。前回の検討の詳細については、本稿の「付属資料２」を参照されたい。

(2) 公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」に寄せられた回答のレビュー（7.A.1）

公開草案第 95 号に寄せられたコメントレターは 14 通で、コメント募集事項（SMC）１に対する意見は、１通を除いて賛成意見であった。事務局は、反対意見は地域固有の事情に基づくものであるとして、却下した。その他にも設例の追加等を求めるコメントがあったが、事務局は、これは原則主義のガイダンスなので、公開草案の提案をそのまま引き継いで最終文書を策定するべきであると提案した。メンバーから特にコメントはなかった。

決定事項	• ED 第 95 号の IPSAS 基準の修正案を、最終文書に取り入れる。

(3) 「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」の承認（7.A.2）

最終文書「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」の承認について投票を行った。17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数により承認された。発効日は 2028 年 1 月 1 日とされた。

決定事項	• 公開草案のコメントレターが提起した全ての論点は議論された。 • デュー・プロセスに適切に則った。 • 投票の結果、最終文書は承認された。 • 公開草案の再公開は不要である。 • 最終文書の発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。早期適用は認められる。

(4) 公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」に寄せられた回答のレビュー（7.A.4）

公開草案第 96 号に寄せられたコメントレターは 12 通であった。軽微な修正の提案が含まれており、事務局は、一部の修正提案を反映しつつ、公開草案第 96 号の内容を引き継いで最終文書を策定することを提案した。

---

2 解説記事あり：【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善−第 10 集」の解説

3 解説記事あり：【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債及び偶発負債の認識」（IPSAS 第 40 号の修正）の解説

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 軽微な修正については同意する。ただし、集中度テストについて明確化を行う必要があるというコメントレターの提案について、「結論の根拠」に記載すべきである。

決定事項	• ED 第 96 号の IPSAS 第 40 号に対する修正案は、回答者の示唆に基づいて事務局が推奨する軽微な変更を反映し、最終文書に取り入れるように修正すること。

(5) 「事業の定義、並びに取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」の承認（7.A.5）

最終文書「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」の承認について投票を行った。17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数により承認された。発効日は 2028 年 1 月 1 日とされた。

決定事項	• 公開草案のコメントレターが提起した全ての論点は議論された。 • デュー・プロセスに適切に則った。 • 投票の結果、最終文書は承認された。 • 公開草案の再公開は不要である。 • 最終文書の発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。早期適用は認められる。

(6) 財務諸表における不確実性に関する開示：公的部門特有の例の策定（7.A.7）

IPSASB は、2026 年 6 月会議から開始した「IPSAS 会計基準の改善－第 11 集」の検討プロジェクトにおいて、IASB が 2025 年 11 月に公表した「財務諸表における不確実性に関する開示の設例」を IPSAS に取り込むことを検討している。この IASB 文書は、企業が財務諸表において不確実性の影響を報告する際に IFRS 会計基準をどのように適用できるかを示す設例を提供している。2026 年 6 月の会議の指示に基づき、IPSASB の事務局は、公的部門特有の例を七つ作成して提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 例は非常に優れていると思う。
- IPSAS 第 45 号（有形固定資産）の例は、長期のインフラ資産を保有している場合、耐用年数や残存価値の算定における不確実性について言及することを提案したい。気候変動の観点などを盛り込むことも可能である。IPSAS 第 19 号（引当金）の例は、IASB のプロジェクトと矛盾しないように進めるべきであり、また、発展途上国特有の例（鉱物資源の違法採掘など）を盛り込むことを検討してはどうか。
- 原子力施設の廃止や修復に関する義務は、ほとんどの公的部門の主体には関係しないので、「鉱山地域における生態系回復を実施する政府の義務」に置き換えることを提案する。また、自然災害対応義務の事例については、中央政府が復興のための補助金を提供するのは一般的な慣行だが、再建に適さない地域で不動産を購入した場合、なぜ政府がこれ

らの不動産を購入するのか、また政府は購入した不動産をどのように計上すべきかといった疑問が生じる可能性がある。→　自然災害の例はニュージーランドの地震の事例にもとづいて作っている。

- 社会給付の例については、何を認識するのかについて議論があった基準書であり、世界的に実務が大きく異なるので、例として採用すべきなのか疑問。代わりに年金を挙げてはどうか。→　これもニュージーランドの社会福祉プログラムに関する例をもとにしている。
- 鉱物資源に関する廃止と環境修復については、業界や採掘される鉱物によって状況が異なる可能性がある。

決定事項	• 提案された事実関係、及び特定された IPSAS 基準と要求事項は、「事務局への指示」が適切に対処されることを条件として、各主体が財務諸表において不確実性の影響をどのように開示するかを示す、公的部門特有の事例を作成するための適切かつ十分な根拠となる。
事務局への指示	• 例示が、IPSAS 基準における既存の要求事項に関連する、現実的かつ公的部門において広く妥当性のある事案のパターンを反映したものとなるようにすること。

８．気候関連開示：政策の成果

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

本プロジェクトは、公的部門用の気候関連開示の原則を示すことにより、意思決定とアカウンタビリティを向上させる情報の提供を可能にし、もって気候変動と戦うためのグローバルな活動に寄与することを目的としている。

② これまでの進展

IPSASB の気候関連開示プロジェクトは、当初は政府等の排出者側と規制当局側の二つの役割に基づく開示を単一の基準書として公表する方向で進められていた。公開草案 SRS 第 1 号「気候関連開示」（以下、ED SRS 第 1 号という。）は、そのように作られていた。

ED SRS 第 1 号の提案には関係者の賛否が分かれ、結果として最終文書は二つのフェーズに分けて開発されることになった。フェーズ 1 は排出側としての開示の原則を扱い、フェーズ 2 は規制当局側としての開示を扱う。2026 年 1 月に、フェーズ 1 の成果物として、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」（以下、SRS 第 1 号）を公表した。続く 2026 年 3 月会議から、フェーズ 2 の検討を開始した。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「参考情報その２」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 概念的な基盤（8.A.1）

SRS 第１号の付録 C において、重要性は、IPSASB の概念フレームワークに基づいて下枠内のように定義されている。これは、ED SRS 第１号のコメント募集事項（SMC）７に、関係者から寄せられたコメントを考慮した結果である。

SRS 第１号における重要性の定義（SRS 第１号 C 34 項） 情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、主体によるアカウンタビリティの遂行、若しくは主要な利用者が、報告期間に関し作成される主体の一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。

事務局は、フェーズ２において、新たに重要性について検討すべき実質な論点はないと判断している。そこで、上記の SRS 第１号の重要性の定義をフェーズ２の最終文書にも適用し、含めることを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- フェーズ２では、主体と政策開示では報告の境界が異なるため、情報の潜在的な利用者も異なる可能性がある。また、財務諸表や SRS 第１号では財務的重要性の観点を持っているが、政策開示ではそのような焦点を持っていない。財務ではなく、影響の重要性の観点であることを明示すべきである。重要性について SRS 第１号と同じ定義を使用しつつ、文脈が異なることを明示すべきである。→　非常に有用なコメントである。重要性プロジェクトのフェーズ３でも取り上げるべき。
- 昨日の議題３（IPSASB 研究フォーラム）で示された新しい情報が参考になった。特に、「自身の業務」と「政策」を同じ枠組みの下で別のトピックとして考えるべきではないかという発表である。この対象となる主体は、会計主体とは異なる可能性がある。また、当該研究論文は、慎重に進めることも提言しており、これも非常に有用な示唆である。→まず一次責任に着目し、次に重要性の定義を検討するというつながりが有用だと考える。確かに細心の注意を払う必要がある。
- 提案に賛成だが、最初の意見にも同感。B.AG39 項は、政策との関連性をより高める必要がある。排出量のトン数、影響を受ける人口、適応策の規模などの非財務的な指標のほうがより適切なのではないか。
- 重要性の定義の文言で全てを言い尽くしているのであり、多くの説明は不要であると考える。よって、適用指針を追加することに反対である。いくつかの具体例を提示するのは良いが、概念そのものの理解や適用について指針を示すべきだとは思わない。→　SRS 第１号の策定時に同様の議論を行った結果、概念フレームワークの定義を利用することになっている。
- 私は説明を追加すべきという立場である。概念フレームワークの定義は広範なので利用可能であるが、どのような形であれ、指針は必要となる。疑問は、誰がこの基準書を利用するのかということ。→　基準書と報告書の利用者は異なるという点は非常に重要な区別で

ある。主要な利用者は一般目的財務報告書の利用者であると言える。なお、SRS 第 1 号のどこにも、財務的な重要性であるとは記載されていない。

- 私も概念フレームワークが適切な基盤であると思う。重要性はアウトカムに適用されるという理解でよいか。そうであるならば、B.AG38 項では、政策を策定する際の重要性を指しているように読めるので、誤りだと思う。正しい視点は B.AG39 項のアウトカムに関する表現である。→　よい提案である。
- 原則に基づくアプローチを維持すべきである。事例を加えるか、AG をもう少し掘り下げても良いと思う。

決定事項	• IPSAS SRS 第 1 号の重要性の定義を、新基準にも適用すべきである。
事務局への指示	• 新基準の文脈で重要性の定義を適用することについて、実装に役立つ資料にガイダンスを追加することを検討すること。

(3) 全般的な要求事項（8.A.2）

SRS 第 1 号では、気候関連開示を一般目的財務報告書に含めること、及び気候関連開示を関連する財務諸表と同時に報告することを求めている。事務局は、これらの全般的な要求事項について、フェーズ 2 の最終文書にも適用することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 先ほどの議題でも述べたように、政策の開示から得られる情報と主体の財務諸表との間には、明確な関連性があるとは言えない。境界の違いがあり、利用者も異なる。よって、報告のタイミングや頻度を財務諸表と切り離すことに反対しない。主体は政策の内容をもとに報告のタイミングや頻度を決定すればよい。→　概念フレームワークに基づいて作業を行っており、概念フレームワークは一般目的財務報告書を対象としている。財務諸表と関連性を持たない情報であっても、一般目的財務報告書の範囲内である。→　財務諸表や SRS 第 1 号の主体は部門であり、政策におけるエンティティは政策そのものである。
- 私もこの報告書は財務諸表と切り離すべきであると考える。この考え方は概念フレームワークに違反していない。例えば RPG 第 1 号において、主体は好きなタイミングで報告を行うことが認められている。また、気候関連の政策は一般的に長期間にわたり、5 年間にわたるようなものもある。その事前の意図と、事後的な成果報告を開示することになる。→　RPG は義務付けられていないので、比較の対象としては不十分である。しかし、私も同感である。
- 付録 B の B11 項で「主体の気候関連開示は、関連する財務諸表と同じ報告主体によるものでなければならない」と定めている一方で、結論の根拠の BC 97 項では、「ただし、公共政策の気候関連のアウトカムを報告する場合には、必ずしもそうとは限らない」と述べている点について、整合性がとれていない。→　これが「主たる責任」という概念を導入した理由の一つである。主たる責任を負う主体が報告することになり、その主体は政策を策定する主体ではないこともある。→　読者の立場からすると明確ではないと感じる。政

策を策定する主体と、開示を求められる主体が同一であるかのような印象を与える。→ オフラインで協議すること。

- 冒頭のコメントに同意。原則として同時の報告タイミングには賛成だが、中身の薄いものになると懸念している。
- フェーズ 2 の内容は、SRS 第 1 号で想定しているような毎年の報告とは根本的に異なる。報告はいつ始まって、いつ終わるのか。特定の技術を構築するための法律を制定する場合、その法律を施行した年度のみの報告になるのか、それとも継続するのか。→ 頻度だけでなく報告期間や対象範囲についても議論すべきという指摘である。
- 事務局提案を支持する。まずは整合性のある見解を示し、その後、必要に応じて修正するべきである。
- 政策には遅効性という性質がある。報告主体に対して、報告の場所や時期についてより大きな柔軟性が与えられることが望ましい。適用指針のどこかに、選択肢を示してほしい。
- 事務局提案を支持する。予算編成プロセスと財務報告の関連性は、両者のサイクルが異なるので意味がない議論である。→ 事務局の考え方と同じである。
- 事務局提案を支持する。政策の目標はネガティブな結果、ポジティブな結果の両方であり、関連する情報は財務情報と密接に結びついている。よって、非常に重要で意義深いものである。
- 連携に関する意見には賛成だが、冒頭コメントと同様、政策に関する報告と一般目的財務報告書の内容が完全に重なり合っているという確信は持てていない。汎用の財務報告書にこだわると情報が不明確になるおそれがあるので、情報を別の報告書に記載する選択肢が存在することを明記すべきである。

ここでどちらの立場を支持するか、挙手による投票を行った。事務局の提案に賛成するメンバーが 7 名、より柔軟性を高める提案に賛成するメンバーが 10 名であった。過半数が柔軟性の拡大に賛成という投票結果になった。

- 柔軟性を重視する方向に進むのであれば、最大期間を検討してはどうか。完全に柔軟にはできないと思う。最低でも 3 年ごとに報告する等はどうか。→ それでは先ほどの投票の意義が失われてしまう。

決定事項	• 気候関連開示は一般目的財務報告書（GPFR）の開示に含める。
事務局への指示	• 気候関連の政策のアウトカムを主体の一般目的財務諸表と同時に年次で報告するという要求事項には柔軟性を持たせる。

(4) 指標の測定頻度（8.A.3）

既存の IPSAS 基準の一部に、測定の頻度に関する定めが置かれている。IPSAS 第 39 号「従業員給付」と IPSAS 第 45 号「有形固定資産」では、報告日時点で決定される金額と、報告される金額との間に重要な差異が生じないよう、十分な頻度で測定を行うことを求めている。事務局

はこれらを参考に、各報告日において、もしその時点で指標を測定した場合に開示情報に重要な差異が生じる可能性があるかどうかを示す「兆候」（政策の改正、技術の変化等）に基づき、評価を行うための適用指針を設けることを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 各報告日における重要性と連動した再測定が重要だと思う。よって十分な頻度での測定には賛成だが、修正案ほどの頻度は必要ないのではないか。
- アジェンダ・ペーパー8.A.3 の第 13 項の事務局提案には、大きな乖離がない場合、指標が最後に測定された時期および測定頻度を開示すべきと書かれているが、同第 11 項の追加文案には、現時点では、指標が最後に測定された時期や頻度を開示するという想定されていた要件が含まれていない。それらの規定は、このセクションの次の草稿で追加されるのか。次に、AG 41 項の最後の文は、誤解を招きやすい。利用可能なリソースをすべて、サステナビリティ報告に必要なスキルや能力の開発に充てる、と述べるべきではない。３点目として、本文第 13 項の小見出しの表現が、あたかも規制が気候変動対策におけるリスク軽減など、ポジティブな側面のみに焦点を当てているかのように読めてしまう。もう少し中立的な記載にすべきである。→　一点目は、記載する必要はないと考えている。二点目については、次の 8.A.4 の議題である。三点目はオフラインで相談したい。
- 提案に賛成だが、次の測定予定時期を明示させると有益だと思う。また、再測定が必要になっても迅速に対応できない、情報がそもそも得られない等の課題が生じる可能性がある。→　意図としては、指標を参照して重要な変更があるかどうかの判断を下せるようにしたい。
- 先ほどの議題で柔軟性を認めたことにより、現在検討している内容に何らかの予期せぬ影響が生じるのではないか。→　承認の後に、引き続き検討すればよい。
- 提案に賛成。ただし、報告のタイミングと測定の頻度の間には大きな関連性がある。次の測定時期を示すことは有用である。時間と頻度については、重要性の定義も考慮しつつ一緒に検討すべき。
- まず、指標の一覧は共感できる内容である。ただし会計用語なので、政策担当者に訴求できるようにもっと平易な英語に書き直せないか。２点目として、成果指標は事前の意図・ガバナンスと密接に関係している。それらを結びつける必要がある。

事務局への指示	• 議案書 8.A.2 に基づき、報告期間と報告のタイミングに柔軟性が認められたことを踏まえ、指標の測定頻度に及ぼす影響を検討する。

(5) 移行措置と比例原則（応能制）（8.A.4）

ED SRS 第 1 号では、政策のアウトカムに関する報告について、初年度の比較情報の開示を免除する、初年度の報告期間を期末後 9 か月以内に延長する、基準採用日にすでに実施されている政策についての温室効果ガス排出量の変化の開示を免除する、という移行措置を提案していた。事務局は、これに加えて、気候関連のアウトカムの測定に関する開示について 3 年間の移行措置

を設けることを提案している。その他の移行措置については ED SRS 第 1 号のままとして変更しない。また、比例原則と呼称して、過度な労力を費やすことなく入手可能な情報に基づいて開示を行うことを認めている。応能制に基づく開示である。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ３という数字は何を意味するのか。３年間なのか、３回の報告サイクルなのか。→　３年間を意味する。
- IPSAS の適用を経験した多くの国々で、３年間の移行期間では実際の導入には足りず、遅れが生じることとなった。私の国では、1 年目、2 年目、3 年目にそれぞれ開示すべき情報を定めており、それによって関係者の意欲を保つことができた。→　多くの規定には猶予期間は設けられていないので、移行措置が定められている部分についてはそのような対応が役立つと期待している。
- 移行措置と比例原則は非常に有用。3 年間にも賛成。比例性の原則についてはもう少し詳しい説明が必要である。
- 私も移行措置と比例原則は非常に重要であると考える。作業が膨大になるという懸念が現場からは聞こえてくる。現状では全ての政策が対象となっている。この点、もう少し情報が欲しい。
- 比例原則について同意。AG41 項の最後の「リソースが利用可能な場合、それらは、例えばスキルや能力の向上に充てられるものと想定すべきである」という記述は行き過ぎ。より中立的な表現に改めるべきである。→　SRS 第 1 号にも関連するので持ち帰って検討したい。
- 比例原則について、SRS 第 1 号では何も問題を感じなかった。しかし、政策については開示や測定の要求事項が、主体自身の事業に比べてはるかに厳しいものになる。監査人の視点から、主体は情報提供に慎重になると予想する。彼らは利用者の期待を裏切ろうとするだろう。よって、主体や能力を利用可能か不能かという現状の記載ではなく、それらを動員できるかどうかを明示すべきである。→　SRS 第 1 号との一貫性の問題もあるので検討が必要。
- 主体はその能力やリソースを元に指標を策定するので、それらが存在しないというのは腑に落ちない。アフリカの諸国では、IPSAS の使用を実質的に義務付けられており、選択の余地がない場合がある。そのような国では、SRS も強制される可能性があることを念頭に置くべきである。
- 期末から基準適用を開始するという移行措置によって困難を経験した事例が多くみられている。主体に３年の移行期間を与えるのではなく、３年以内に進捗報告を義務付けるべきである。→　賛成できない。基準設定主体が移行方法を規定することは困難である。

決定事項	• 気候関連のアウトカムの識別に関する開示と指標に関する開示に、比例の仕組み（応能制）を取り入れる。

	• 初年度の比較情報、初年度の報告期限、指標の期間延長について移行措置を提供する。ただし、事務局への指示事項が守られることを前提とする。
事務局への指示	• 議案書 8.A.2 に基づき、報告期間と報告のタイミングに柔軟性が認められたことを踏まえ、移行措置に及ぼす影響を検討する。

(6) 2026 年 6 月会議の指示に基づく修正と、セクション別のレビュー（8.A.5）

最終文書の草稿の修正版について、事務局が修正の概要を説明した。続いて、セクション別のレビューを行った。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

＜範囲について：本文第 3 項、AG1 項～AG14 項＞

- 範囲セクションの第 3 項に追加したフローチャートについて。質問が簡略化されているため、有用性に疑問がある。一つ目の質問は、主体は政策に主たる責任を負っているかを質問しているが、ここでは政策の気候関連のアウトカムとの関連性が示されていない。二つ目の質問は、政策に合理的に帰属させることができる気候関連のアウトカムはあるかを問いかけている。ここではアウトカムが政策の結果として生じているという関連性が示されていない。→　オフラインで質問者と相談する。
- フローチャートは、導入部分のようなものであると明示すべき。AG14 項との関連で、政策と報告単位について明確化しておく必要がある。単数なのか複数なのか、連結の範囲にもかかわる問題ではないか。→　持ち帰り検討する。
- 気候関連のアウトカムとは何か、政策はどのように定義され、政策のアウトカムはどのように定義されるのか、わかりにくい。
- 「for which」という語句が指しているものが、政策なのか、それとも気候関連のアウトカムなのかが不明確であると感じる。例えば、運輸省が道路を建設した場合、排出量が増え、その政策の責任は運輸省が負っている。主体は、気候への影響に関する報告に本基準を適用しなければならない、と定めるべきである。そうすれば、運輸省は主たる責任を負う政策について報告を行うことになる。また、「合理的に帰属させる」という表現が何を意味するのかが曖昧である。
- 範囲の文言は明確であると思う。しかし、関連する適用指針も図に記載されているので、適用指針についてもここで議論すべきではないか。

＜ガバナンスについて：本文第 6 項・第 7 項、AG15 項～AG17 項＞

- AG16 項の(b)と(d)の違いがわからないので、統合すべきである。また、AG17 項の挙げている内容は存在しないので、削除すべきである。
- 統合することに賛成。ガバナンスの要求事項の多くは、責任を負っている主体を中心として書き直す必要がある。6 月に主たる責任を有する主体に関する決定を行ったので、それ以前の決定事項に基づく記載にもその趣旨を反映すべき。

＜戦略について：本文第 8 項～第 10 項、AG18 項～AG32 項＞

- 戦略のセクションが「事前の意図」に基づいて構成されている点はとてもよい。第 9 項(b)（v）から「財務的影響」の文言は削除すべき。
- 私も同意見。経済モデルから算出される財務的影響は比較的粗いものであり、財政的という表現は妥当ではない。また、第 9 項(d)(i)の総費用と総収益とは、政策の影響を受ける主体の費用と収益を意味するのか。そうならば、情報収集に多大な労力が必要となる。
- 第 9 項(d)(i)について、支出と費用という用語を使っているが、同じ表現を使うべき。また、この総費用と総収益とは、何を意味するのか。
- 財務的影響の代わりに、マクロ経済的影響という表現を検討してはどうか。

＜アウトカムの管理について：本文第 11 項・第 12 項＞

- これは、最終文書の財務的影響に関する開示の一部と重複する可能性はあるか。
- これは責任を負う主体とそのネットワークによる、非常に内部的な管理プロセスである。アウトカムの管理ではなく、アウトカムの報告に関するものである。ガバナンスのセクションと重複する部分がないか、検討してほしい。

＜指標と目標について：本文第 13 項～第 20 項、AG33 項～AG46 項＞

- 第 16 項(b)は、「開示を準備するために動員できるスキル、能力、およびリソースに見合った手段を用いる」と記載することを提案する。「活用する」ではなく「動員する」の表現の方が適切である。

＜付録について＞

- 付録 B は SRS 第 1 号から引き継がれたものなので、「自身の業務」に関する全ての記載を削除する必要がある。例えば、B17 項には「同等の主体（peer entity）」という文言があるが、政策のアウトカムに関しては、この同等の主体は存在せず、政策についてはおおむね単一の主体が責任を負っている。
- 付録 B とその適用指針は、全般的に難しいという印象を受けた。関連性がないと思われるものも含まれている。

決定事項	• 政策に主たる責任を負っている主体は、本基準書（草稿）を適用する必要がある。
事務局への指示	• 政策が主体の財務諸表に及ぼす財務的影響に関する開示案を、当該財務的影響、主体の財務諸表、及び IPSASB SRS 第 1 号の間の関連性を考慮した上で検討する。 • 財務的影響について、他の用語を用いて、より適切に説明できるかどうかを検討する。

	• 公開草案に対する変更点を見直し、ガイダンスが政策に関連するものとなっていることを確認するとともに、IPSASB SRS 第 1 号に関連する要素を削除する。

9. 新たな課題

モナシュ大学（オーストラリア）の会計学准教授であるムケシュ・ガーグ氏は、自身と同僚らが実施した、財務諸表におけるデジタル・リソースの表示に関する研究について発表を行った。同氏は、多くのデジタル・リソースが、IPSAS 第 31 号「無形資産」に規定される認識要件を満たさない理由を指摘した。また同氏は、公的部門における財務情報の作成に人工知能（AI）がどのように活用されているか、さらに、どの国・地域が年次財務報告書において AI の利用及びそれに関連するリスクを開示しているかという点について、予備的な調査結果を共有した。

10. 基準導入に向けた取り組み

(1) 基準導入に向けた取り組みの目的

前回 2026 年 6 月の会議から、IPSASB の基準導入を支援するための様々な取り組みをまとめて「導入イニシアティブ」（Implementation Initiative）と呼称している。導入イニシアティブの目的は、次のとおり。

- IPSASB の基準書と、その採用・実施のメリットについての認識を高める。
- IPSAS 基準の一貫した適用を支援する。
- 法域が IPSASB 基準を採用・適用する際の時間とコストを削減する。
- 新たなガイダンスや追加ガイダンスが必要なプロジェクトを特定し、作業計画に追加することで、IPSAS 基準の明確化と理解促進を図る。

(2) 導入イニシアティブの概要（10.A.1）

事務局が、導入イニシアティブ全体の過去 3 か月間の活動状況を報告した。導入イニシアティブを構成する各分科会や活動における議論は、IPSASB の作業計画にも影響する場合がある。下表は、それらの影響の有無と内容のまとめである。

分科会・活動の名称	活動内容と、IPSASB の作業計画への影響
財務報告推進フォーラム（FRIF）	2026 年 7 月 28 日に FRIF 会議を開催。公的部門における、連結と支配概念の適用に関する経験と課題を情報共有した。支配の概念自体の変更は不要だが、支配概念の適用に役立つガイダンスの追加が必要であることが指摘された。

分科会・活動の名称	活動内容と、IPSASB の作業計画への影響
	IPSASB では、作業計画コンサルテーションに寄せられた意見に対応し、この会議の議題項目 4 において、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」の PIR を進めるべきかを決定する。
サステナビリティ推進フォーラム（SIF）	2026 年 8 月 18 日に SIF 会議を実施。以下の論点に関して関係者の経験を情報共有した。 • 気候関連のアウトカムを伴う政策についての主な責任 • 政策が他者へ及ぼす財務上の影響 • 気候関連の指標の測定頻度 IPSASB の作業計画に直ちに及ぼす影響はない。
IPSASB Explains	事務局は IPSASB Explains の資料作成に着手している。 • 対面式のワークショップ • オンデマンドの e ラーニング • IPSASB Explains マニュアル 現在はパイロット版として、IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」のモジュールを作成中。SRS 第 1 号「気候関連開示」についても作成予定。 IPSASB の作業計画に直ちに及ぼす影響はない。
IPSASB 適用グループ（IAG）	2026 年第 3 四半期中に寄せられた質問書等に関して議論を行った。 議題項目 11 にて詳細を分析、検討している。当該質問に関して IPSAS に十分なガイダンスが備わっているか判断する必要がある。
IPSASB 研究フォーラム	アカデミック助言グループ（AAG）は、2026 年第 3 四半期中に学術論文を公募した。優秀論文は 2027 年の IPSASB 研究フォーラムで発表される。 IPSASB の作業計画に直ちに及ぼす影響はない。
適用後レビュー（PIR）	公的部門における連結には、支配概念の適用に関する課題がある。支配概念の変更は不要だが、支配概念の適用に役立つガイダンスの追加が必要であることが指摘されている。この会議の議題項目 4 において、連結に関する PIR を作業計画に追加する稼働を決定する必要がある。 IPSASB の作業計画に直ちに及ぼす影響はない。今後、PIR を実施した結果によっては、IPSASB の基準設定プロジェクトが作業計画に追加される可能性がある。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- サステナビリティ参照グループ（SRG）の会議もあったと聞いたが。→　9 月 9 日に実施されている。直近なのでこの議題資料には反映されていないが、政策についても議論されている。
- FRIF と同様に SIF についても会議のサマリーが欲しい。SIF 会議からの洞察を事前に把握できていれば非常に役立つ。→　検討したい。
- 「IPSASB Explains」に、ユーザーのプロファイルを設定することで、非常に強力な成果が得られる可能性がある。例えば、軍事の影響を受ける全ての基準に関心がある人に、関連する基準書から関連個所を抽出して、そのユーザー向けのモジュールを構築し、関連する部分だけを提示することができる。次に、ユーザー側の視点に立った場合、詳細を見たいわけではなく、何が起きているのか、広範な視点で把握したいと思うはず。「このパッケージとは何なのか？」「キャッシュ・フロー情報や、収入・支出に関する情報は、どのように組み合わさって、私にとっての全体像を構成しているのか？」→　プロファイルの件は素晴らしい提案である。二つ目の要望は、まだ基礎部分を構築している段階なので、その先の話になる。
- 現在策定中の優先トピックが示されているが、どのようなトピックを優先し、どのように開発していくのかが明確になっていない。→　単一の要望ではなく、ステークホルダーのニーズによって決まるものである。
- 事務局には、IPSASB が公開した文書への回答者から寄せられた、又は IAG から生じた全ての潜在的な指針について記録を残し、これらのトピックを策定する際に参照できるようにしてほしい。→　事務局で追跡表を作っており、対応できている。

事務局への指示	• IPSASB 事務局が作成する、デュー・プロセスの対象外である規範性のないリソースを監督するため、2 段階のレビュー・プロセスを構築する。また、この方針を戦略 CP において説明する。

11. IPSASB 適用グループ

(1) IPSASB 適用グループの目的

IPSASB 適用グループ（IAG）は IPSASB の作業部会のひとつであり、主に以下の二つの活動を通じて、IPSAS 基準の一貫した適用を支援する。

- 質問対応：既存の基準に不明確な点がある領域について、ステークホルダーから寄せられた適用上の質問を検討する。
- IFRIC への対応：IPSAS 基準の明確化と理解促進のために、IPSASB が既存ガイダンスの変更や追加ガイダンスが必要となる領域を特定するために行う作業を支援する。具体的には、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）のアジェンダ決定や IFRIC 解釈指針などの IPSAS 基準への取り込みの要否を検討する。

(2) 報告：この四半期中の IAG の活動（11.A.1）

① 質問対応

IAG は 2026 年第３四半期中に計４件の質問を新規に受けとった。第２四半期からの繰り越しが１件あるので、合わせて５件となる。うち１件は簡単な質問であったので、IPSASB 事務局にて対応、３件は IAG にて検討済みで、１件が継続して検討中である。IAG で検討した３件について、IAG は３件とも基準設定プロジェクトの設置は不要であると考えている。各質問の詳細は、本稿の(3)～(5)を参照されたい。

② IFRIC への対応

国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）は、2026 年４月に６件のアジェンダ決定を公表した。うち５件は IPSASB の 2026 年６月会議で分析・検討済みである。

残る１件は「オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）」に関する決定である。IFRIC は、IFRS 第 16 号「リース」の原則と要求事項は、質問の論点を検討するための適切なガイダンスを提供しているとして、この件に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定している。IPSASB の事務局は当該決定を検討した結果、IAG による詳細な分析は不要であることを IAG と合意している。

(3) 共通支配下の主体間の契約に基づかない移転に係る未収金の会計処理（11.A.2）

財務局と公的部門の主体 A は、両方とも財務省の支配下にある。 主体 A が業者から財・サービスを購入すると、財務局はその代金を決済するための資金を主体 A に提供することが、支配主体である財務省のマニュアルで定められている。財務局と主体 A の間にはこの件についての契約はない。主体 A は財・サービスの購入時に、その支払対価を費用と未払金に計上するとともに、財務局に対する未収金と収益を計上している。

質問１

この場合に、主体 A が計上する財務局に対する未収金は、IPSAS 第 41 号「金融商品」等の定める金融資産に該当するのか。

IAG の分析では、IPSAS 第 28 号「金融商品：表示」の AG19 項において、契約に基づかない取り決めから生じる資産・負債は、金融資産や金融負債の定義を満たさないことが明記されている。よって、当該未収金は金融商品の定義を満たさない。

質問２

もし当該未収金が金融資産に該当しない場合、かつ、契約に基づかない債権に関する IPSAS 第 47 号「収益」の適用ガイダンス F.1 項が適用される場合、金融商品に関する表示と開示の要求事項は適用されるのか。

IAG の分析では、IPSAS 第 47 号の適用ガイダンス F.1 項において、契約に基づかない債権に対する IPSAS 第 41 号の事後測定の規定の適用が明示されている。また、IPSAS 第 28 号と IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」において、契約に基づかない債権が具体的に除外されてい

る。これらを踏まえ、IAG は、契約に基づかない債権に対して金融商品に関する表示と開示の要求事項を適用する必要はないとの結論に達した。IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して会計方針を策定し、契約に基づかない債権の表示と開示について IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を検討することになる。

IAG の提言
新たな基準設定プロジェクトは不要である。ただし、適用に役立つ資料の策定を提案する。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- これは IAG の検討に収まらず、基準設定プロジェクトになる可能性があると思う。「類推による」という表現が何を意味するのかについて議論が分かれる。
- この議題と次の議題は、どちらも検討が非常に難しく、適用ガイダンス（IG）の策定が必要だと思う。→　限定的な改善プロジェクトを行うことになる。

(4) 税金収益と契約に基づかない債権に対する IPSAS 第 41 号の類推適用（11.A.3）

この質問書では、所得税を課税事象の発生時に収益認識している公的部門の主体において、課税事象の発生から納税者による申告書の提出まで最長２年を要し、かつ、申告書の提出時に税金債権の金額が確定する場合が想定されている。

IPSAS 第 47 号第 31 項(a)(ii)は、税金債権などの「契約に基づかない債権」について、IPSAS 第 41 号「金融商品」を類推適用し、金融資産と同様の基準で事後測定を行うことを求めている。質問は、IPSAS 第 47 号第 31 項の解釈と、そこから広がる疑問点に関するものである。

質問１

IPSAS 第 47 号第 31 項は、あらゆる状況において IPSAS 第 41 号を類推適用することを求めているのか。それとも、IPSAS 第 41 号を類推適用する前に、契約に基づかない債権が契約上の債権と実質とリスクの面で類似しているかどうかを判断するために、主体が自らの判断を用いることが認められるのか。

IAG の分析では、全ての契約に基づかない債権は、当初認識後、IPSAS 第 41 号を用いて測定される。

質問２

IPSAS 第 47 号第 31 項と IPSAS 第 41 号の類推適用は、IPSAS 第 47 号第 45 項から第 50 項に規定される税金特有の測定モデルとどのように関連するのか。特に、税金債権の当初測定、事後測定（推定値の変更）、及び信用リスクに係る減損を区別する際に、どのような関係になるのか。どの要求事項（IPSAS 第 47 号又は IPSAS 第 41 号）を優先して適用すべきであり、また、もう一方の要求事項をどのように考慮すべきか。

IAG の分析では、IPSAS 第 41 号における事後測定の要求事項の適用は、IPSAS 第 47 号の測定モデルと整合している。

質問３

IPSAS 第 47 号の第 49 項から第 50 項に規定される「回収の不確実性に関する制約」は、最善の見積りに基づく測定モデルの一部を構成するものか、それとも IPSAS 第 41 号における事後測定の要求事項に対して追加的に適用されるものか。不確実性の意図しない二重計上や過度な保守性を招くことなく、主体はこの制約をどのように適用すべきか。

IAG の分析では、当該制約は最善の見積りに基づく測定の一部を構成するものであり、不確実性の二重計上や過度な保守主義をもたらし得る追加的な調整として意図されたものではない。

質問４

IPSAS 第 47 号の要求事項は、見積税金債権（賦課決定前）と賦課決定済税金債権（賦課決定後）をどのように区別し、また、これらの段階における異なる測定アプローチをどのように考慮しているのか。

IAG の分析では、IPSAS 第 47 号は、賦課決定前と賦課決定後の税金収益や税金債権を区別していない。測定のインプットに関する確実性の水準の変化など、より多くの情報が入手可能になった時点で、当該情報が反映されるよう、収益と債権を再測定する。

IAG の提言

新たな基準設定プロジェクトは不要である。ただし、適用に役立つ資料の策定を提案する。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 基準設定は行わないが、適用ガイダンスを作るべきという IAG の提案に同意する。非常に困難な検討を行ってくれたことに感謝する。また、論点を税収だけに絞らないでほしい。→事務局に検討時間を与え、解決策を提示してもらいたい。
- 修正の余地があると思う。
- 税金の会計は公的部門にとって非常に重要なので、IAG の提案に賛成。
- 提案に賛成だが、実際に何が起きたのかを確認する必要がある。未収税金に関しては、国によって処理が異なる。
- 基準の修正・追加は可能な限り避け、基準の解釈を示すならばよい。

(5) 税金収益及び税金債権の時間的価値（11.A.4）

この質問書では、(4)の質問書の前提条件を引き継いだうえで、税金債権の決済が認識後最大 2 年経過するまで行われないことを条件として追加している。貨幣の時間的価値を反映するために、納税者には延滞ペナルティが課される場合がある。

質問１

IPSAS 第 47 号の第 45 項から第 50 項に規定される税金特有の測定モデルは、貨幣の時間的価値の考慮を除外しているのか、それとも重要性がある場合にはその考慮を求めているのか。

IAG の分析では、IPSAS 第 47 号の第 46 項では、そのような取引から生じる資産を測定するために使用される統計モデルにおいて、課税事象の発生時期と税金の回収時期を考慮すべきであると述べている。

質問２

IPSAS 第 47 号の第 45 項から第 50 項の下で貨幣の時間的価値が関連性を持つ場合、どのような状況において、またどの時点で、それを税金債権に適用すべきか（例：回収に大幅な遅延がある場合など)。

IAG の分析では、税金債権に対する貨幣の時間的価値の適用可能性は、当初認識の時期、予想回収時期、市場金利、さらには当該金額の重要性に影響を及ぼす量的・質的要因といった、個別の事実や状況によって異なる。

質問３

IPSAS 第 47 号の第 124 項に従って割引計算を適用するか否かを判断する際、重要性をどのように考慮すべきか。

IAG の分析では、IPSAS 第 1 号が重要性の適用に関する基本的なガイダンスを定めている。また、税金収益及び税金債権に対して割引の影響が重要であるかどうかの判断には、作成者による判断の行使と、関連する全ての事実と状況の検討が必要となる。収益に対して貨幣の時間的価値の影響が重要であるかどうかを検討する際には、IPSAS 第 41 号の要求事項に照らして、関連する債権に対してもその影響が重要であるかどうかを併せて検討すべきである。

IAG の提言

新たな基準設定プロジェクトは不要である。ただし、適用に役立つ資料の策定を提案する。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- IAG の提案に賛成。IPSAS 第 47 号の記述はかなり複雑であり、学習するプロセスが必要である。→ いずれ IPSAS 第 47 号の「IPSASB Explains」に取り組むことになるので、その機会を利用して対応できるはず。
- 適用ガイダンスの策定には賛成できない。もっと単純な対応ができると思う。→ 基準設定を行うつもりはないので、導入支援の資料に含まれることになる旨を説明するのがよい。

決定事項	• 契約に基づかない債権の表示と開示、並びに税金債権に対する IPSAS 第 41 号「金融商品」の類推適用に関する導入支援資料を作成すべきである。
事務局への指示	• IPSAS 第 47 号「収益」について、契約に基づかない債権の表示と開示、並びに税金債権に対する IPSAS 第 41 号の類推適用といった論点に対処するための修正方法を検討する。

12. IPSAS 基準と GFSM の連携強化

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、IPSAS 基準と国際通貨基金（IMF）が公表している政府財政統計マニュアル（GFSM）2014 との間の連携を強化することである。この強化によって、公的部門の主体が、意思決定者が利用する統計情報や、アカウンタビリティを果たすための情報を作成する際に、IPSAS 基準に基づく情報を最大限に活用できるように支援する。具体的には、GFSM 2014 に基づく報告を行う際に役立つように、会計方針の選択に関する規範性（強制力）のないガイダンスを、IPSAS 第 22 号「一般政府部門の財務情報の開示」の適用ガイダンスとして策定する作業を進めている。

② これまでの進展

2025 年 3 月会議でプロジェクト概要書を承認し、論点の検討を行ったうえで、2025 年 12 月会議において公開草案第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」[4]（以下、ED 第 94 号という）を承認、2026 年 2 月に公表した。コメントの期限は 2026 年 6 月 22 日であった。

(2) ED 第 94 号：IPSAS 第 22 号における規範性のないガイダンスの配置（SMC 1）（12.A.1）

ED 第 94 号のコメント募集事項（SMC1）は、IPSAS 第 22 号に規範性のないガイダンスを追加することによって、IPSAS に基づく会計データと GFSM 2014 報告との連携を強化するという IPSAS 第 22 号の修正案に意見を求めていた。

事務局は、IPSAS 第 22 号の中に規範性のないガイダンスを盛り込むことが最も適切なアプローチであると結論付けた。その理由は、このアプローチが ED 第 94 号の回答者の大半から支持されたこと、そして、IPSAS 基準と GFSM 2014 との関連性について、原則に基づいた均衡のとれたガイダンスを、単一かつ一貫性のある基準として提供できるからである。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 提案に賛成する。ただし、このガイダンスの存在を気付かない人々がいると思うので、存在を示す何らかの手立てを講じてほしい。→　GFSM との整合性ダッシュボードがある。
- 現時点ではこれで良いが、いずれは独立した基準書として、このガイダンスを抽出してはどうか。その際には、統計的な側面を基準書のタイトルにも含めるべき。
- 基準の導入に向けた取り組みにおいても、本基準書や GFSM 関連の資料への案内を掲載してほしい。ステークホルダーが資料を探しやすくなる。

---

[4] 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」（IPSAS 第 22 号の修正）の解説

ここでIPSAS第22号にガイダンスを取り入れる提案について挙手投票を行ったところ、出席者17名の全員が賛成した。当該ガイダンスをIPSAS第22号に取り入れることが決定した。

決定事項	• IPSAS基準において利用可能な会計方針の選択肢を特定し、それによって会計データを「GFSM 2014」に基づく報告のためのインプットとしてより適切に活用できるようにする規範性のないガイダンスを、IPSAS 第22号の「適用ガイダンス」に含める。

(3) ED第94号：測定に関するガイダンスのレベル（SMC2）（12.A.2）

ED第94号のコメント募集事項（SMC2）は、測定に関する規範性のないガイダンスを、測定技法レベルではなく測定基礎レベルで定める提案について意見を求めていた。

SMC2に寄せられた回答の多くは提案を支持していたので、事務局は、ED第94号の測定に関するガイダンスを「測定基礎」のレベルに維持することを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 提案に賛成する。測定の水準については、利用者の間で一定の意見の相違があると思われる。この規定をIPSAS第22号に取り入れることで意見の相違を解消できる。また、この基準は会計基準であり、反対コメントに示されている比較表や技法の比較などは、基準の範囲外である。

ここで測定基礎のレベルのガイダンスとする提案について挙手投票を行ったところ、出席者17名の全員が賛成した。当該ガイダンスをIPSAS第22号に取り入れることが決定した。

決定事項	• 規範性のない適用ガイダンスは、測定基礎のレベルで策定する。

(4) ED第94号：規範性のない追加ガイダンスの策定（12.A.3）

これは、ED第94号のSMC対象外のコメントに関する検討である。

コメントレターには、会計・統計の複数の領域において実務的に適用するには詳細が不十分であること、開発途上の環境やリソースが限られた環境には適していないこと、任意適用基準であるIPSAS第22号に規範性のないガイダンスを追加することで、かえって基準の有効性が損なわれる可能性があること、そして、会計部門と統計部門の間に（実際には存在しないことが多い）連携を前提としており、実務に落とし込むためにはさらなる支援が必要であること、等の問題が挙げられていた。また、これらの問題を解消するために、多岐にわたる追加ガイダンスを提案していた。具体的には、照合・マッピングツール、実務的な導入ガイダンス、概念的かつ比較に関するガイダンスの拡充、連結および支配に関するガイダンス、勘定科目表やその他の構造的な補助資料などが挙げられる。さらに、より規範性の高いガイダンスを求め、GFSM 2014に基づく報告に関連して、IPSAS 第33号の適用除外も求めていた。

事務局は、これらの指摘と対応策は今回のプロジェクトの範囲を超えるものであるため、最終文書は現行のままとしたうえで、今後の GFS 関係者との作業において考慮することを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- BC45 項について、決定の根拠となる解決策について、技術的な理由をさらに追加する必要がある。→　検討する。

ここで事務局の提案について挙手投票を行ったところ、出席者 17 名の全員が賛成した。

決定事項	• 規範性のないガイダンスは、これ以上は必要ない。また、コメントレターが挙げた追加の要望は、今後の導入支援の資料策定時に考慮する事項として書き留めておく。

(5) 最終文書のレビューと承認（12.A.4）

最終文書案について、詳細なレビューを行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- BC41 項(c)について、非規範的な資料がかなり多くなるだろうから、「他の場所に配置することで規範性のない資料が分散してしまう」と述べるのは少し違和感がある。文言→　当該(c)を削除する。
- IG8 項について、「can」が「must」に変わっているが、人々に何をすべきか、また、どのようにすべきかを指示することはできないので、「can」や「may」といった表現に戻すべき。→　了解。
- IG37 項にも must が使用されている。IG 全体を通じて確認してほしい。

決定事項	• 最終文書の「適用ガイダンス」セクションにおいて、IPSAS 基準に基づく会計データを用いて GFSM 2014 報告を作成することに言及している箇所については、「must」を「can」に置き換える。

当初予定より 3 か月早くなったが、論点の検討が終わったので、最終文書「IPSAS 基準と政府財政統計マニュアル 2014 の連携（IPSAS 第 22 号の修正）」の承認について投票を行った。17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数により承認された。

決定事項	• 公開草案のコメントレターが提起した全ての論点は議論された。 • デュー・プロセスに適切に則った。 • 投票の結果、最終文書は承認された。 • 公開草案の再公開は不要である。

	• 最終文書は規範性のあるガイダンスの修正ではないため、最終文書の公表と同時に発効する。

13. 重要性の判断の行使

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、IPSAS 会計基準に準拠して一般目的財務諸表（GPFS）を作成する際に、重要性の判断を行うための規範性のないガイダンスを策定することである。これにより、GPFS が、アカウンタビリティと意思決定の目的に照らして、利用者にとって有用な情報を提供できるようになる。具体的には、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づく規範性のない文書（IPSAS 実務記述書）を策定する。

② これまでの進展

2025 年 3 月会議でプロジェクト概要書を承認し、論点の検討を行ったうえで、2026 年 3 月会議において公開草案第 97 号「IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」」[5]（以下、ED 第 97 号という）を承認、2026 年 4 月に公表した。コメントの期限は 2026 年 8 月 28 日であった。

(2) ED 第 97 号：SMC 1 について

事前の配布資料はなく、事務局が ED 第 97 号に寄せられたコメントレターについての概要分析結果を説明した。今回は何かを決定するのではなく、単に情報提供と位置付けられている。ED 第 97 号には、合計 25 通のコメントレターが寄せられた。

コメント募集事項（SMC）1 は、IPSASB が実務記述書第 2 号のガイダンスを公的部門の状況に合わせて適応させた方法について、同意するかという質問であった。2 通が賛成、3 通が部分的に賛成、20 通が反対であった。反対者は、この実務記述書が公的部門の概念に十分に適合していない可能性があり、また、この ED 第 97 号に含まれる公的部門固有のセクションは、実務への適用には不適切で、概念的な内容に偏っていると指摘していた。主な指摘は以下のとおり。

- 財務諸表の作成者が、利用者がアカウンタビリティの履行を評価するためにどのような情報を必要とするかをどのように判断するか、またその評価が重要性の判断にどのように影響するかについて、回答者からさらなるガイダンスが求められていた。
- 主体が承認済み予算を一般に公開する場合、IPSAS 第 1 号と IPSAS 第 24 号に基づき、財務諸表に「予算と実績」の比較を記載することが求められている。よって、IPSAS 実務記述書には、予算と実績の比較に対する重要性の適用を含めるべきである。

5 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 97 号「IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」」の解説

- 重要性の判断を行う際に定性的な要因をどのように特定し適用するかについてのガイダンスが不足している。定性的要因と定量的要因の相互作用、及びそれらをどのように一体として評価できるかについてのガイダンスも不足している。
- 公的部門特有の IPSAS 基準や要求事項に関連する重要性の判断に関するガイダンスが不十分である。非交換取引、振替経費、社会的便益などのトピックについて、より多くのガイダンスや事例を含めるべきである。
- 「潜在的な主要利用者」の定義、又は言及に不整合がある。
- ガイダンスが国際機関の環境に十分適合していない、又は適用できない可能性がある。
- IPSAS 実務記述書は新しい形式の刊行物である。この種の刊行物の性質と範囲、及び実務記述書「重要性の判断の行使」について明確に説明するため、冒頭により具体的な記述を追加し、監査人が監査時の準拠性チェックリストとしてのみ利用するような事態を避けるべきである。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 国際機関から適用できないというコメントがあったが、何が問題とされているのか。
- 公的部門に適していないというコメントがあった際に提示された例に、どのような懸念があるかの手掛かりはあるか。
- 事例が政府の活動に重点を置いている場合、国際機関は自分の活動とは関係ないと感じる可能性がある。逆に言えば、国際機関に特有の事情をよく考慮してほしいということである。

SMC1 に非常に多くの反対意見が寄せられたことについて、事務局としては、詳細かつ具体的な提案が回答者から寄せられていることが救いであり、それら提案について検討を進める予定である旨の説明があった。

(3) ED 第 97 号：SMC2 について

コメント募集事項（SMC）2 は、ED 第 97 号に掲載した事例に同意するか、という質問であった。回答者は概ね ED 第 97 号の事例を有用だと感じていたが、一方で、重要性の結論に至る推論をより容易に追えるように、これらの事例の一部を拡充・明確化すべきだと指摘する回答者もいた。追加の事例を盛り込むことについては、 幅広い支持が寄せられた。その多くは、公的部門特有の事情に焦点を当てるべきであるという意見であった。回答者からは、非常に具体的かつ詳細な事実関係や、どの IPSAS 基準と要求事項をこれらの事例で説明すべきかについても提案があった。今回の会議では、SMC2 については説明のみで質疑は行われていない。

以　上

参考情報その１　IPSASB 関連の情報

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	・
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	リンク
「コンセッショナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	リンク
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	リンク	
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	―
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	リンク
2025 年版ハンドブック	2025/05	リンク	―
IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	2025/08	リンク	リンク
国際公的部門財務アカウンタビリティ・インデックス	2025/09	リンク	リンク
「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）	2025/10	リンク	リンク
IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」	2025/11	リンク	リンク
IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」	2026/01	リンク	リンク
IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」	2026/01	リンク	リンク

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会　公会計委員会研究報告第 28 号

「国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023年改訂版）	2025/06	リンク
IPSAS 第 40 号　公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号　財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号　キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号　会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号　外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号　借入コスト IPSAS 第 9 号　交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号　超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

上記の他、未公表の仮訳を多数作成している。必要な場合は日本公認会計士協会（非営利グループ）まで問い合わせされたい。

4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第 91 号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正）	2025/05	リンク	リンク	なし
作業計画コンサルテーション	2025/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」	2026/02	リンク	リンク	なし
公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善　第 10 集」	2026/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 96 号「事業の定義並びに取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」	2026/04	リンク	リンク	なし
CP「財務諸表の表示」	2026/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 97 号　IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」	2026/04	リンク	リンク	リンク

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2025/04	バーチャル開催	リンク
2025/06	カナダ／トロント	リンク
2025/07	バーチャル開催	リンク
2025/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2025/10	バーチャル開催	リンク
2025/12	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2026/03	カナダ／トロント	リンク
2026/06	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク

6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Thomas Müller-Marqués Berger（議長）	ドイツ	元 EY、元 IPSASB-CAG 議長	2026
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025
Judith Apaza	ボリビア	元ボリビア財務経済省　チリ在住	2026
Dina Attia	アラブ首長国連邦	EY	2026
George Scott	アメリカ合衆国	元デロイト、元 FASAB 議長	2026
Alex Fabiane Texeira	ブラジル	ブラジル財務省	2026

議長以外のボードメンバーの任期は最長で２期６年間（暦年）。

参考情報その２　各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。
なお、各会議におけるメンバーの発言メモは膨大な量なので、ここでは割愛している。個別の発言メモについては、過去の各会議の報告記事を参照されたい。

議題４　作業計画コンサルテーション
議題５　戦略の改定
議題６　測定―適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV
議題７　IPSAS 会計基準の改善
議題８　気候関連開示：政策の成果

注：議題 10（基準導入に向けた取り組み）と議題 11（IPSASB 適用グループ）は、定例議題なので、過去の報告記事は再掲していない。

議題４　作業計画コンサルテーション（今回の会議はこちら）

1.　プロジェクトの目的と、コンサルテーション・ペーパーの公表

本プロジェクトの目的は、IPSASB の将来の事業計画に追加すべきプロジェクトについて、限定的な範囲での公開協議を実施することである。

IPSASB は 2025 年３月会議から９月会議にかけてコンサルテーション・ペーパー（CP）「2025 年作業計画」[6]（以下、「作業計画 CP」という。）の策定を行い、2025 年９月会議で承認、同年 10 月 16 日に公表した。

各国関係者に広く意見を募るため、コメント期限は公開から６か月以上後の、2026 年５月４日に設定された。

2.　2026 年 6 月会議

(1)　IASB における基準策定プロセスの解説（レイチェル・ナブリー氏）

IASB の副シニア・テクニカル・ディレクターのレイチェル・ナブリー氏による教育セッションが行われた。IPSASB が優先課題と位置付けている「無形資産」と「引当金」について IASB における基準設定プロセスと現状についての説明があった。

(2)　作業計画コンサルテーションに寄せられたコメントレターの概要（6.A.1）

事務局は、本プロジェクトに関するこれまでの経緯と今後の予定を概説した。

6　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「2025 年作業計画公開協議文書」の解説

(3) SMC2（PIR）に対するコメントのレビュー（6.A.2）

事務局は、作業計画 CP の SMC2（PIR）について寄せられたコメントレターの分析結果として、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」と IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」が主要なテーマとして浮上しており、事務局としては IPSAS 第 35 号をテーマとして考えていることを説明した。

決定事項	• IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」を PIR の優先課題とする。

(4) SMC3（サステナビリティ）に対するコメントのレビュー（6.A.3）

事務局は、作業計画 CP の SMC3（サステナビリティ報告）について寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。現在進行中の気候関連開示フェーズ２を完了することと、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の適用を支援することについて、多くの期待が寄せられている。事務局は後者の適用支援について「IPSASB Explains」で取り上げる予定である。

新しいプロジェクトの候補としては、サステナビリティ全般に関する開示、RPG 第 1 号と第 3 号、自然関連の開示、の 3 点が挙がっていた。

決定事項	• サステナビリティ全般に関する開示のプロジェクトを、IPSASB のリソースが利用可能になったら着手すべきサステナビリティに関する優先課題とする。

(5) SMC1（財務報告）に対するコメントのレビュー：主要なテーマとグループ別セッション（6.A.4）

新しい財務報告プロジェクトの候補としては、無形資産、引当金（的を絞った改善）、財務諸表における気候関連その他の不確実性、税金支出、リソース配分の見直し、の五つの課題が挙げられていることが説明された。

CAG 議長から、CAG 会議で寄せられた意見の概説があった。

続いて、メンバーだけでなく TA やオブザーバーも含む全参加者が、三つのグループに分かれて五つのプロジェクト課題についてのグループ別セッションを行った。

(6) グループ別セッションの結果報告（3 日目）

会議の 3 日目に、グループ別セッションの結果報告が行われた。三つのグループのフィードバックは一貫した内容であった。

各グループの報告担当者からは以下のコメントがあった。

事務局への指示	• グループ別セッションで得られた意見を活用し、IPSASB が作業計画への追加を優先すべき財務報告プロジェクトについて、2026 年 9 月の会議に向けた提言を策定する。

議題５　戦略の改定（今回の会議はこちら）

1.　プロジェクトの目的と、実施する背景

IPSASB の中期計画は「戦略」と「作業計画」で構成される。本プロジェクトは前者の「戦略」を見直し、新しい戦略を策定することを目的としている。

2024 年 10 月、IPSASB は「戦略及び作業計画 2024 年～2028 年」[7]を公表した。それ以降、IPSASB は公的部門のステークホルダーのニーズの変化に応える形で自然な発展を遂げてきた。具体的には、IPSASB 基準の実装をより適切に支援してほしいという要請に応えるべく新たな取り組みを導入したほか、基準設定主体としての成功の尺度を再定義し、質の高い基準を策定することに加え、それらが一貫して理解・導入されるよう支援することも成功の指標に含めることとした。

本プロジェクトは、多くの政府やその他の公的部門の主体が、変動性や不確実性の高まり、そして競合する様々な課題に直面する中、IPSASB が公的部門の主体の目的達成をどのように支援しようとしているのかを明確に示す機会となる。こうした課題が深刻化する中、政府が IPSASB の基準を効果的に導入することで質の高い情報を入手し、それを活用してより適切な意思決定を行うことの重要性は、かつてないほど高まっている。これは、効果的な公共財務管理につながり、公共資源の管理における全体的な成果の向上をもたらすものである。

2.　2026 年 6 月会議

IPSASB の次期中期計画の根本となる IPSASB の「戦略」の改定に関する公開協議と最終確定・公表に関する議論を行った。事前配布資料はなく、当日投影されたスライドをもとに事務局が説明を行った。

各国の関係者から、IPSASB の基準を採用し、自信を持って適用し、PFM（公共財務管理）改革や持続可能な開発にとって極めて重要な意思決定を推進できるよう、より充実した IPSASB 基準の導入支援を求める要請が寄せられている。これに応えて IPSASB は議題「実装イニシアティブ」で説明したような多様な導入支援の取り組みを実施している。今般の戦略の改定は、関係者のニーズの変化に対応し、公益に資するという IPSASB の活動の自然な発展を表すものになる。

現行の中期計画期間は 2024 年～2028 年の 5 年間である。事務局は、状況の急速な変化を鑑み、現中期計画期間の終了（2028 年末）を待たずに、2027 年 12 月会議で新しい戦略を承認し、2028 年 1 月から適用することを提案した。適用開始時期から逆算すると 2026 年 12 月には戦略に関する公開協議文書を承認することが必要となる。

決定事項	• IPSASB の現行の戦略の進展を反映させ、かつ公益にどのように貢献し続けるかを明確に伝えるため、戦略の改定案の策定を開始する。2026 年 9 月の会議で初稿を審議する。

[7] 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「戦略及び作業計画 2024-2028」の解説

事務局への指示	• IPSASB が、公的部門の関係者のニーズに役立つように、どのように戦略を進化させ、限られたリソースを配分しているかを関係者に明確に伝えるため、「戦略に関する公開協議文書」の初稿を作る。

議題６　測定－適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV（今回の会議はこちら）

1.　プロジェクトの説明と、これまでの進展

(1)　プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第 2 部である。測定プロジェクトはこれまで、フェーズ 1 と、適用フェーズの第 1 部が完了している。

フェーズ 1 は、IPSAS 全体に共通する 4 種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023 年 5 月に IPSAS 第 46 号「測定」[8]を公表して完了した。

続く適用フェーズの第 1 部は、各 IPSAS の測定に関する規定に、IPSAS 第 46 号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025 年 8 月に「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」[9]を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する COV の適用も扱っていたが、2024 年 8 月に公表された公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」[10]（以下、ED 第 90 号という）に寄せられたコメントは賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS 第 31 号に関するセクションは最終文書から削除され、適用フェーズの第 2 部で扱うことになった。

(2)　IPSAS 第 31 号に対する COV の適用の論点（2025 年 6 月会議の議事録より）

IPSAS 第 31 号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	（原則）原価で測定 （例外）非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択　→　歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択　→　公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

8　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）IPSAS 第 46 号「測定」の解説

9　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」の解説

10　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」の解説

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は、公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めていない。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待った方が良い。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の測定プロジェクトの適用フェーズとは分けて検討を進めることを決定した。

2. 2025 年 12 月会議

(1) プロジェクトの概要説明（9.2.1）

プロジェクトの概要と今後の進め方について事務局が説明した。

(2) コメント募集事項（SMC）１に対する回答（9.2.2）

事務局は、ED 第 90 号の SMC 1 に寄せられたコメントの概要と、コメントに基づく論点を説明した。反対意見に基づく主な論点は次のとおり。（(1) ②を参照）。

- COV の適用可能性は、IAS 第 38 号「無形資産」の改定後に検討すべきである。
- 「活発な市場」の制約が COV にはない。
- IPSAS 第 31 号に COV を導入すると、操業目的で保有する無形資産と、財務目的で保有する無形資産の間で測定に不整合が生じる可能性がある。
- 無形資産に対する特定の COV の原則の適用可能性

(3) IPSAS 第 31 号に対する COV の概念的な適用可能性（9.2.3）

事務局は、IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定には、COV が概念的に適用可能であるという結論を維持することを提案した。

議論のまとめとして、議長は COV に基づく測定がどのように行われるのか、三つか四つの事例を示すことを事務局に求めた。当該事例に基づいて検討事項を整理する。

決定事項	• IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の無形資産を現在操業価値で測定することは、概念フレームワークや IPSAS 第 46 号「測定」の測定に関するガイダンスと整合している。 • IPSASB の決定を実務上も概ね導入できるような、十分なガイダンスを提供するために、現在の IPSASB 文献の不足部分を特定する。

(4) **活発な市場の制約がないこと（9.2.4）**

(5) **その他の論点（9.2.5）**

アンドリュー・ファン・デル・バーグ氏から、IPSAS 第 46 号の第 76 項について、再評価を行いそれが資産全体に適用される場合、実務上は解釈が分かれる可能性があるので、検討すべきであると指摘があった。

事務局への指示	• 公的部門の主体で一般的に認識されている無形資産の例を特定し、それらの無形資産に対する現在操業価値の実際の導入状況を分析する。

3. 2026 年 3 月会議

(1) **無形資産に対する COV の実務上の適用可能性（8.A.1）**

事務局は、操業能力のために保有する無形資産の測定には、COV が実務上、適用可能であることを、次の 3 種類の事実パターンを例示して提案した。

- 漁業権
- 自己創設のソフトウェア
- ワクチンの特許

ベルガー議長のまとめ：メンバーの過半は、COV は一般的に適用可能であるものの、全ての無形資産に適用できるわけではなく、またあらゆる状況下で適用できるわけではない、という見解を持っている。これを暫定的な結論としたい。

決定事項	• COV は IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定に実務的に適用可能である。

(2) **IPSAS 第 31 号に対する COV の実務的な適用可能性に関する適用指針（8.A.2）**

事務局は、特に以下の、規範性のないガイダンスを開発することを提案した。

- 適用ガイダンス。自己創設の無形資産の事後測定における COV の見積りにコスト・アプローチを用いる際には、研究費を含めてはならないことを明確にする。
- 設例。タスクフォースの助力を得て開発する。マーケット・アプローチとコスト・アプローチを用いた無形資産の COV の算定に関する設例とする。

メンバーのコメントが出揃ったところでベルガー議長が事務局提案への賛否を問いかけ、賛成多数の結果となった。

事務局への指示	• IPSAS 第 31 号の無形資産に対して、特に原価アプローチを使用する際の現代同等資産及び余剰能力の概念の適用に関連する COV 原則の適用について、規範性のあるガイダンスと規範性のないガイダンスを開発する。

4.　2026 年 6 月会議

(1)　これまでの振り返りと戦略的な議論

2026 年 3 月会議の議論と決定事項をふまえ、より詳細な議論に入る前に、戦略的な議論を行った。プロジェクトの背景、これまでの取り組み、決定事項について改めて事務局が説明した。

(2)　方向性についての検討

IPSAS 第 31 号には公正価値について「活発な市場」の制約条件が存在する（第 74 項など）。事務局は無形資産に COV を適用する件に関し、本プロジェクトの方向性をオプション A 及びオプション B として提示した。さらにメンバーからオプション C が提示され、A～C の 3 案について検討を行った。

オプション A	公正価値に関する「活発な市場の制約」概念との整合性確保を優先する
オプション B	より広範な IPSAS 基準における測定概念との整合性確保を優先する
オプション C	現行の IPSAS 第 31 号の規定に立ち戻る

まず、オプション C（現行の IPSAS 第 31 号の規定に立ち戻る）を選択肢として認めるかどうかについて議論を行ったところ、反対意見が多かったため、オプション C は却下された。

続いて、オプション A と B について議論を行った。

最後に挙手投票を行った結果、オプション A が 5 名、オプション B が 10 名で、オプション B を支持する意見が多かった。活発な市場に関する制約は定めないこととなった。

決定事項	• IPSAS 第 31 号「無形資産」の適用範囲に含まれる、操業能力のために保有する資産を測定する際には、「活発な市場」という制約の概念を伴うことなく「現在操業価値（COV）」を利用できる。 • IPSAS 第 31 号に「現在操業価値」を追加するという IPSASB の決定に至った理由を明確にするため、「結論の根拠」を改訂する。

議題７　IPSAS 会計基準の改善（今回の会議の記事はこちら）

1.　プロジェクトの目的と、これまでの進展

(1)　プロジェクトの目的

IPSAS 会計基準の改善プロジェクトでは、関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRS の改訂との整合性を確保するために、IPSAS の軽微な改善を提案する。単独のプロジェクトを立ち上げるほどの内容ではなく、複数の IPSAS にまたがる複雑な問題でもないものを対象とする。最近は IASB が近年公表した文書を IPSAS に取り入れる改善が多い。

(2) IPSAS 会計基準の改善－第 10 集

2026 年 4 月に、公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」[11]と公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債の認識及び偶発負債（IPSAS 第 40 号の修正）」[12]の二つの公開草案を公表した。コメント期限はいずれも、同年 6 月 30 日であった。

(3) IPSAS 会計基準の改善－第 11 集

2026 年 6 月の会議から、「IPSAS 会計基準の改善－第 11 集」の開発に向けた検討を開始し、2026 年 12 月に公開草案を承認することを目指している。

2. 2026 年 6 月会議（IPSAS 会計基準の改善－第 11 集の検討）

(1) 超インフレ表示通貨への換算：IPSAS 第 4 号と IPSAS 第 10 号の改訂（3.A.1）

国際会計基準審議会（IASB）は 2025 年 11 月に「超インフレ表示通貨への換算（IAS 第 21 号の修正）」を公表した。この文書は、企業が財務諸表を超インフレでない通貨から超インフレ通貨にどのように換算すべきかを明確化するための修正である。

事務局は、当該文書は公的部門にも適用可能であるとして、同様の修正を IPSAS 第 4 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下の財務報告」に行うことを提案した。

決定事項	• IPSAS 第 4 号「外国為替レート変動の影響」及び IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下における財務報告」に対する修正案を、公開草案に含める。

(2) 財務諸表における不確実性に関する開示：IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 19 号、IPSAS 第 26 号及び IPSAS 第 30 号の改訂（3.A.2）

IASB は、2025 年 11 月に「財務諸表における不確実性に関する開示－設例」を公表した。この文書は、企業が財務諸表において不確実性の影響を報告する際に IFRS 会計基準をどのように適用できるかを示す設例を提供している。設例は気候関連のシナリオを実務例として用いているが、この原則はより幅広くあらゆる不確実性に適用される。この文書によって、IAS 第 1 号、

11 解説記事あり：【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善−第 10 集」の解説

12 解説記事あり：【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債及び偶発負債の認識」（IPSAS 第 40 号の修正）の解説

IAS 第 8 号、IAS 第 36 号、IAS 第 37 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 18 号に、それぞれ設例が追加されている。

事務局は、当該文書は公的部門にも適用可能であるとして、公的部門用に設例を修正したうえで、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」、IPSAS 第 30 号「金融商品：表示」に追加することを提案した。ただし、IAS 第 1 号に追加された設例の片方と、IAS 第 8 号及び IFRS 第 18 号に追加された設例は、IPSASB で現在進行中の「財務諸表の表示」プロジェクトで扱うべきであるとして、本改善プロジェクトの対象外とされている。

事務局への指示	• 財務諸表における不確実性の報告について、公的部門に特化した具体例を作成する。具体例は、IASB の基準改定に基づく以下の IPSAS の修正案と併せて IPSASB で検討する予定。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」、及び IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」。

議題８　気候関連開示－政策の結果（今回の会議の記事はこちら）

1. プロジェクトの目的と、これまでの進展

(3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、公的部門用の気候関連開示の原則を示すことにより、意思決定とアカウンタビリティを向上させる情報の提供を可能にし、もって気候変動と戦うためのグローバルな活動に寄与することを目的としている。

(4) これまでの進展

IPSASB の気候関連開示プロジェクトは、当初は政府等の排出者側と規制当局側の二つの役割に基づく開示を単一の基準書として公表する方向で進められていた。2024 年 10 月に公表された公開草案（ED）SRS 第 1 号「気候関連開示」[13]（以下、ED SRS 第 1 号という。）もそのように作られていた。

この ED SRS 第 1 号の提案には関係者の賛否が分かれ、結果として最終文書は二つのフェーズに分けて開発されることになった。フェーズ 1 は排出者側としての開示の原則を扱い、フェーズ 2 は規制当局側としての開示を扱う。2026 年 1 月に、フェーズ 1 の成果物として、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」[14]（以下、SRS 第 1 号という。）を公表した。

13　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説

14　解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 第 1 号「気候関連開示」の解説

2. 2026 年 3 月会議

(1) 教育セッション

第 2 フェーズの議論に入る前に、基礎知識として、SRS 第 1 号の政策プログラムに関する内容を事務局が改めて概説した。

(2) 開示の範囲（7.A.1）

事務局は、次に示す方法により、開示の範囲は、政策プログラムの気候関連のアウトカムに関する重要な情報に限定される旨を明示することを提案した。

- 開示の決定要因としての「主要な目的」への言及を削除する。
- 開示するアウトカムに「気候関連の」の用語を明確に適用する。
- 上記 2 点の結果として、用語定義から「気候関連の政策プログラム」を削除する。

ベルガー議長が最後に評決を行い、全体として事務局提案が支持されている旨を確認した。

決定事項	• 開示の範囲は、政策の気候関連のアウトカムに関する重要な情報に焦点を当てるべきである。
事務局への指示	• 報告主体を決定する基準として、気候関連のアウトカムに対する責任を用いることによって何が起きるのか、対象範囲の明確化について合意した内容に沿って検討する。 • 気候関連の良いアウトカムと悪いアウトカムの両方を含む開示の要求事項についてガイダンスを作成するという IPSASB の意図を、文書案に反映させ、精緻化する。 • 比例制の仕組み（応能負担）、移行措置、適用ガイダンスを通じて、対象範囲の明確化によって生じる作成者の開示負担を軽減する方法を検討する。

(3) 公的部門特有の用語定義（7.A.2）

事務局は、次に示す方法により、最終文書の草稿における公的部門特有の用語定義を修正することを提案した。

- 政策プログラム（public policy program）の用語を政策（public policy）に変更する。
- 上記の変更に伴い、「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策アウトカム」に変更するとともに、アウトカムにはプラス面とマイナス面の両方があることを明示する。
- 新しい用語として、「気候関連のアウトカム」を、気候変動の緩和又は適合に関する政策アウトカムとして定義する。

事務局長から、事務局提案に概ね同意が得られたと考えている旨のまとめコメントがあった。

決定事項	• 「政策プログラム」の用語を、「政策」に修正する。 • 「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策のアウトカム」に修正するとともに、アウトカムは正と負の両方であることを定義上で明確にする。 • 新しい用語定義として「気候関連のアウトカム」を定め、「気候変動の緩和又は適応に関連する政策のアウトカム」と定義する。
事務局への指示	• 「適応」と「緩和」の概念を文書案で明確に説明すること。

(4) 最終文書の構造（7.A.3）

事務局は、SRS 第１号「気候関連開示」の構造を、フェーズ２の最終文書でも維持することを提案した。それには以下の２点が含まれる。

- TCFD フレームワークに基づく構造を維持する。
- IPSASB SRS 第１号「気候関連開示」と同じ概念的な基盤と、全般的な要求事項を適用する。

ベルガー議長から、全体としては付録に関して支持する声が多かった、ただし修正が必要になる旨のまとめがあった。

決定事項	• IPSASB SRS ED 第１号「気候関連開示」で提案した文書構成を、最終文書でも維持する。付録 B、付録 B.AG、付録 C も同様。
事務局への指示	• IPSASB SRS ED 第１号の付録 B、付録 B.AG、付録 C について、最終文書のガイダンス開発のために、特定の報告分野に関する何らかの特別な適応が必要か。

3. 2026 年 6 月会議

(1) 気候関連のアウトカムを伴う政策に係る責任（5.A.1）

① 責任に関する規定の修正

2026 年３月会議において、フェーズ２の最終文書では「政策の気候関連のアウトカム」に関する重要な情報に焦点を当てることが決定された。ED SRS 第１号では「気候関連の政策のアウトカム」を対象としていたが、政策の範囲を限定しなくなった。

ED SRS 第１号の第３項は主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を負っている場合、当該アウトカムを報告するために ED SRS 第１号を適用することを求めていた。このアウトカムに対する「責任」の記述について、2026 年３月会議の範囲変更の決定をふまえて見直すことが必要である。

事務局は責任に関する文章を次のように修正することを提案した。さらに、この規定が全ての政策に適用されるわけではないことを明確にするために、適用指針を追加することも提案した。

ED SRS 第 1 号	修正案
3. 主体は、次の事項を報告するにあたり、本基準書案を適用しなければならない。 (c) 主体が気候関連の政策プログラムのアウトカムに対して責任を負っている場合、その気候関連の政策プログラムのアウトカム	3. 主体は、気候関連のアウトカムを伴う政策に対して責任を負っている場合、政策の気候関連のアウトカムを報告するにあたり、本基準書案を適用しなければならない。

② SMC3 に対するコメントの検討－責任の共有

複数の主体で政策に対する責任が共有されている場合、どの主体が開示を行うべきかを明確にする必要がある。例えば、ある政策の戦略を主体 A が策定し、主体 B が資金を提供し、主体 C が支出を行うといったケースが考えられる。

事務局は、政策に対する責任が共有されている場合、他の主体が政策について果たす役割と責任の概要について開示させることを提案した。

ED SRS 第 1 号	修正案
AG2.24 …主体は、次の事項を開示しなければならない。 (a) 主体の気候関連の政策プログラムの使命の範囲（気候関連の政策プログラムに対する当該主体の責任の概要を含む）	12. …主体は、次の事項を開示しなければならない。 (a) 主体の政策の使命の範囲（政策に対する当該主体の責任の概要を含む）、及び、政策に対する責任が共有されている場合には、他の主体の役割と責任

また事務局は、政策に対する責任が共有されている場合、少なくとも一つの主体が開示を行わなければならないことを明確化するために、適用指針の追加を提案している。

決定事項	• 気候関連のアウトプットをもたらす政策に責任を負う主体は、基準書案により求められる開示を行うべきである。 • 気候関連のアウトプットをもたらす政策に共同で責任を負う主体の概要を示す追加的な開示規定案は、適切である。
事務局への指示	• 政策に最終的・全体的な責任を負う主体が、当該政策に関する気候関連の開示を行うことが求められる旨、用語と文言を明確にする。 • 責任の判断に関するガイダンスを明確にするため、AG10 項から AG12 項をさらに修正する。

	• 政策に対する責任の判断において主体が利用できるように、適用指針にバリューチェーンの概念を導入する。 • 責任に関する判断が適切に反映されるよう、適用ガイダンスと設例を見直す。

(2) 戦略の開示（5.A.2）

ED SRS 第 1 号の第 12 項(c)は、気候関連の政策プログラムに関する戦略に関して、「気候関連の政策プログラムが主体自身に与える、現在の及び予想される財務上の影響」を開示することを求めていた。この財務上の影響には、発生済のコスト、将来発生が見込まれるコスト、資金手当の有無（資金手当の額）、当該主体自身に財務的影響を及ぼす当該プログラムに関連する収益や手数料に関する定量的情報が含まれる（ED SRS 第 1 号 AG2.29 項）。第 12 項(c)の開示は実務上の観点から主体自身に対する影響のみを開示対象としていたが、ED SRS 第 1 号の SMC5 に寄せられたコメントの一部は、報告主体にとどまらず、経済、環境、人々に及ぶ広範な影響を捉えるために、開示の範囲を当該主体自身への財務的影響を超えて拡大するよう求めていた。また、回答者の一部は、特にリソース不足の主体では、データやインフラの利用上の制約、技術的能力、気候変動関連の財務開示の経験不足といった能力上の課題により、提案された財務的影響の開示を行うことが困難となる可能性があることを指摘していた。

先述した 2026 年 3 月会議における範囲に関する決定を反映するように、この戦略に関する財務上の影響の要求事項を修正する場合、気候関連の政策よりも幅広い、様々な政策が主体自身に及ぼす財務的影響の開示が求められることになる。この点について事務局は、政策に関連する気候目標を達成するための活動に対し、主体がどのようにリソースを配分しているのか（配分計画を含む）を開示するように求めることを提案した。

次に事務局は、開示対象を主体自身の枠を超えて拡大することを求めるコメントに基づいて対象を拡大し、報告主体と同じ法域内の他の主体に政策の気候関連のアウトカムが及ぼす財務的影響の開示を求めることを提案した。

また、リソース不足の主体における能力上の課題に関するコメントについては、IFRS S1 号や S2 号で使われている比例性の仕組み（proportionality mechanisms）を最終文書に取り入れることを提案した。この比例性の仕組みとは、応能主義的な考え方であり、次の二つの仕組みである。①過度なコストや労力をかけずに報告日時点で主体が利用可能な、合理的かつ裏付けのある情報を使用する。②主体が利用可能なスキル、能力、及びリソースに見合った開示を行う。

決定事項	• 主体自身への財務的影響に関する開示規定を修正し、気候変動関連目標達成に向けた活動のリソース確保についての開示を義務付ける。 • 財務的影響に関する開示規定の対象を報告主体以外にも拡大し、気候変動関連のアウトカムがもたらす財務的影響の開示を義務付ける。 • 主体以外に対する財務的影響の開示には、比例性（応能性）の仕組みを導入すべきである。

事務局への指示	• 気候関連のアウトカムがもたらす財務的影響の開示は、主体自身の枠を超える財務的影響をとらえるために行う、という点を明確にする。

(3) 指標及び目標の開示（5.A.3）

ED SRS 第 1 号の SMC6 は、気候関連の政策プログラムに関する指標と目標の開示規定案が、主要な利用者の情報ニーズを満たすか否かについて関係者の意見を求めていた。開示規定案に賛同する意見が多かったが、政策に温室効果ガス排出量を帰属させることの複雑さを懸念する意見もみられた。

事務局は、複雑さは確かに存在するものの、その程度は主体や法域によって異なるため、前述した「比例性の仕組み」を導入することで対応できると提案した。

決定事項	• 政策に合理的に帰属させることができる温室効果ガス排出量の変動に関する開示に、比例性の仕組みを導入する。
事務局への指示	• IPSASB SRS ED 第 1 号の経過措置をレビューして、寄せられたコメントを反映する。

以　上